

第5期三木市障害福祉計画  
第1期三木市障害児福祉計画

(平成30~32年度)

平成30年3月

三木市

# 目 次

## 第1章

## 障害福祉計画等の概要

1 障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本理念等	1
2 障害福祉計画及び障害児福祉計画の期間	4
3 平成32年度の目標値	4
4 見込量確保の方策	5
5 地域生活支援事業の実施に関する事項	5
6 障害福祉計画及び障害児福祉計画の達成状況の点検及び評価	5

## 第2章

## 平成32年度の目標値

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	6
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	7
3 地域生活支援拠点等の整備	8
4 福祉施設から一般就労への移行	9
5 障害児支援の提供体制の整備等	10

## 第3章

## 見込量確保の方策

1 訪問系サービス	
(1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	11
2 日中活動系サービス	
(1) 生活介護	13
(2) 自立訓練（機能訓練）	14
(3) 自立訓練（生活訓練）	15
(4) 就労移行支援	16
(5) 就労継続支援（A型）	17
(6) 就労継続支援（B型）	18
(7) 就労定着支援	19
(8) 療養介護	20
(9) 短期入所（福祉型・医療型）	21
3 居住系サービス	
(1) 共同生活援助	23
(2) 施設入所支援	24
(3) 自立生活援助	25

4 相談支援	.....	26
(1) 計画支援	.....	26
【計画相談支援】	.....	26
【地域移行支援】	.....	26
【地域定着支援】	.....	26
(2) 相談支援・権利擁護の体制強化	.....	27
5 障害児通所支援等	.....	
(1) 児童発達支援	.....	28
(2) 医療型児童発達支援	.....	29
(3) 放課後等デイサービス	.....	30
(4) 保育所等訪問支援	.....	31
(5) 居宅訪問型児童発達支援	.....	32
(6) 障害児相談支援	.....	33
(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するJ-ティネ-タ-の配置	.....	34
(8) 教育と福祉の協議の場の設置	.....	35
(9) 障がい児の相談窓口の設置	.....	36

#### 第4章

#### 地域生活支援事業

1 地域生活支援事業の実施に関すること	.....	
(1) 理解促進研修・啓発事業	.....	37
(2) 自発的活動支援事業	.....	37
(3) 相談支援事業	.....	38
(4) 成年後見制度利用支援事業	.....	39
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	.....	39
(6) 意思疎通支援事業	.....	40
(7) 日常生活用具給付等事業	.....	40
(8) 手話奉仕員養成研修事業	.....	41
(9) 移動支援事業	.....	41
(10) 地域活動支援センター機能強化事業	.....	42
2 その他事業の実施に関すること	.....	
(11) 訪問入浴サービス事業	.....	43
(12) 日中一時支援事業	.....	43
(13) 社会参加促進事業	.....	44
(14) 更生訓練費給付事業	.....	44
(15) 生活訓練等事業	.....	44

* 第4期障害福祉計画の障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の サービス量の実績（平成29年度は見込み数値）	46
* 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画にかかる生活実態・ 意向調査結果報告書	50
* 三木市内障害者支援施設等	76

# 第1章

## 障害福祉計画等の概要

## 1 障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本理念等

(1)

計画策定の趣旨

三木市の障がい者施策は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく「三木市地域福祉計画」を上位計画とする「第4期三木市障害者基本計画(平成27~32年度)」において、障がい者等の生活全体を支えるための基本的な事項を定め推進しています。

平成29年2月に、厚生労働省において、制度分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会」づくりを推進していくことが示されました。三木市においては、この地域共生社会の実現に向けて子ども・高齢者・障がい者などすべての人が地域に暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会づくりの実現に向けた取組を進めています。

このたび策定する「第5期障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)」は、三木市障害者基本計画のうち、新たに地域共生社会づくりの推進という目標を加えて障害福祉サービス及び障害児通所支援等の実施計画(事業計画)として策定します。

あわせて、平成28年6月に改正された「児童福祉法」において義務化された障害児福祉計画の「第1期障害児福祉計画(以下「障害児福祉計画」という。)」としても位置づけます。

(2)

根拠法令

障害福祉計画及び障害児福祉計画(以下「障害福祉計画等」という。)は、新たに平成32年度を目標年度に障がい者等の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや相談支援及び児童福祉法に基づく障害児通所支援等が計画的に提供できるよう、各種サービスの提供体制の確保等の実施的な部分を定めることを目的とします。

○ 障害者総合支援法第87条第1項

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

○ 障害者総合支援法第88条第1項

基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画

○ 児童福祉法第33条の19第1項

障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

○ 児童福祉法第33条の19第3項

基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条第1項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる

○ 児童福祉法第33条の20第1項

基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援の円滑な実施に関する計画

(3)

基本理念

①基本理念

三木市の障がい者施策の基本理念は、「第4期三木市障害者基本計画」において、市における障がい者施策の方向性として、障がいのある人が住み慣れた地域で快適に暮らすこと目標に、「誰もがいきいきと輝き、共に安心して暮らせるまち 三木」と定めています。

障害福祉計画等の基本理念は、障害者基本計画に定める基本理念の実現をめざし、

- ア 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
  - イ 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
  - ウ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供主体の整備
  - エ 地域共生社会の実現に向けた取組
  - オ 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- に取り組んでいきます。

②基本目標

上記の基本理念を踏まえ、次の5つを基本目標に据えて各種施策を推進していきます。

- 第1 「すこやかに育ち、学ぶ人づくり～一貫した療育・教育体制の推進～」
- 第2 「誰にもやさしい地域づくり～生活環境づくりの推進～」
- 第3 「くらしを支える生活づくり～障がい者の特性に応じた施策の展開～」
- 第4 「自立をめざした生きがいづくり～その人らしい働き方や居場所づくりを支援～」
- 第5 「ともに支え合うネットワークづくり～市民が参加し、活動するまち三木～」

(4)

計画に定める事項

このたび策定する障害福祉計画等においては、65歳以上になった障がい者が介護保険に移行してもこれまでのサービスを利用しやすくしたり、高齢者と障がい者等が同一の事業所でサービスを受けやすくするために介護保険と障がい福祉両方の制度を利用できる「共生型サービス」を加えます。

障害福祉計画等は、国的基本指針にある障害福祉サービス、相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項及び目標に関する事項、並びに障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項及び目標に関する事項について、平成32年度末を目標年度とした数値目標を設定します。

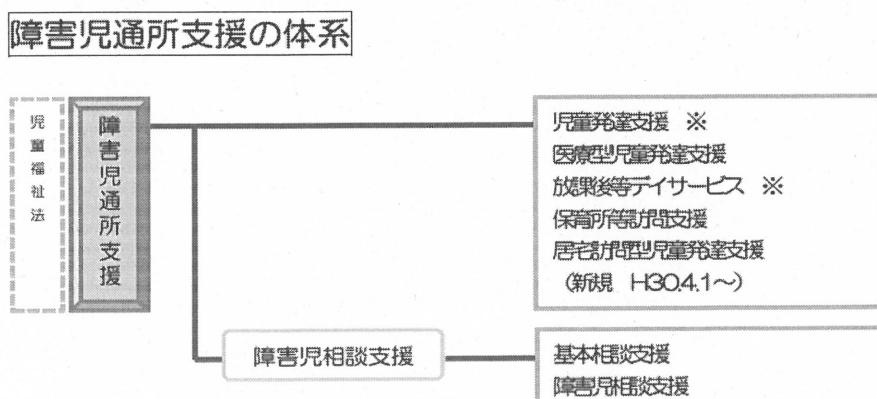
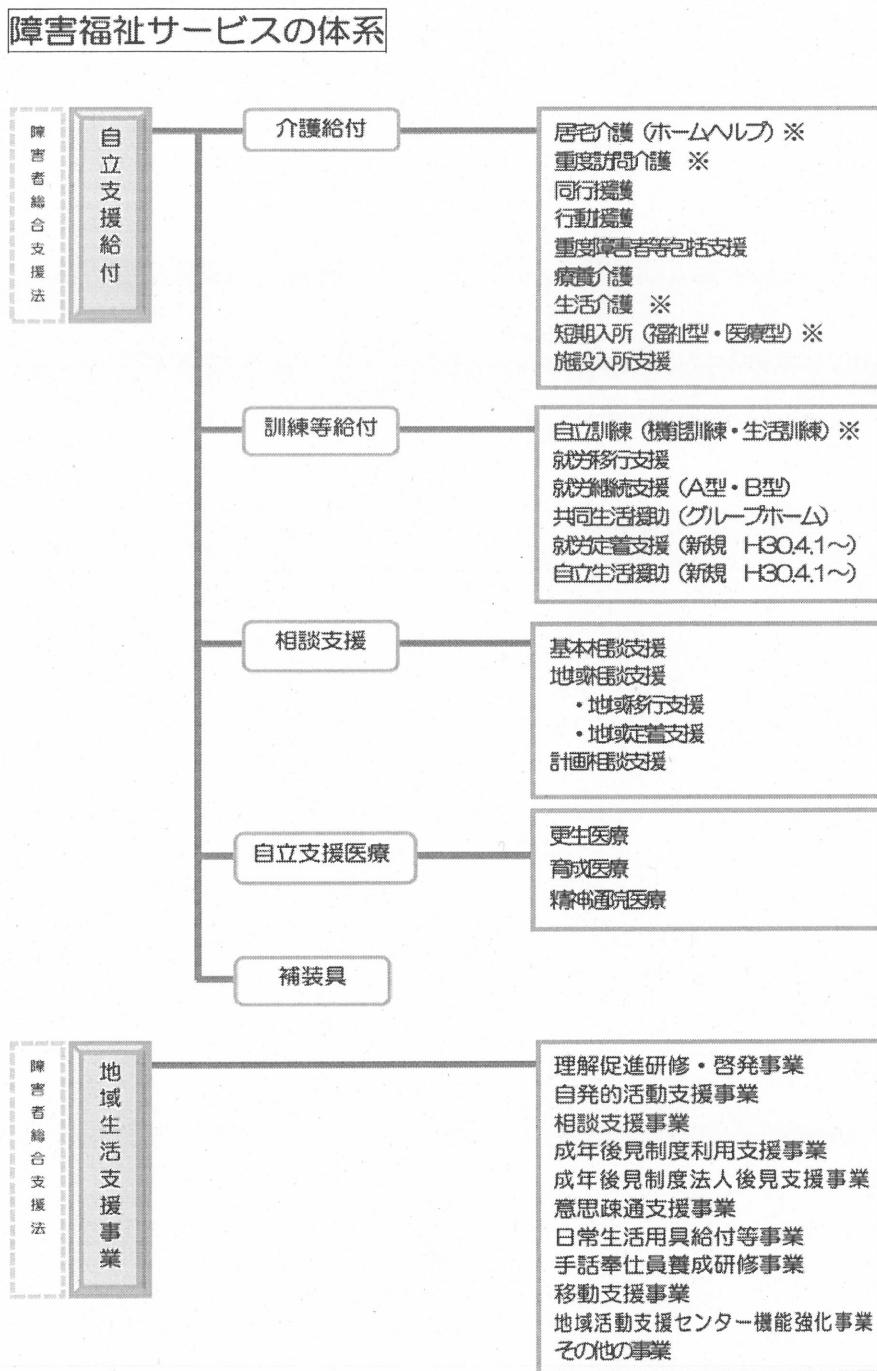
また、そこに至る中間段階の位置づけとして、各種サービス等が計画的に進められているかを判断するために各年度ごとに数値目標等を設定します。

(5)

障害福祉サービス等の体系

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業、並びに障害児通所支援、障害児相談支援については、個々の障がいのある人々の障害支援区分、社会活動や介護者、居住等の状況等の勘案すべき事項を踏まえ、介護給付、訓練等給付等の個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と市町事業として柔軟に実施する「地域生活支援事業」に別れて構成されている。また児童福祉法の「障害児通所支援」と合わせ、障がい者等の状況やニーズに応じたサービス体系となっている。

なお、共生型サービスは、上記の各種サービス等のなかで位置づけていきます。



（注）※は、共生型サービスの対象サービス

## 2 障害福祉計画及び障害児福祉計画の期間

(1)

計画期間

- 平成30年度～平成32年度

※ 平成32年度を目標年度とする。

第4期計画の進捗状況等の分析・評価を行い、引き続き取り組むべき課題や新たな課題を整理しつつ数値目標を踏襲したうえで、第5期計画を策定する。

## 3 平成32年度の目標値

障がい者等について、福祉施設の入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設から一般就労への移行及び障害児支援の提供体制の整備等を進めるため、基本指針に即して、平成32年度における数値目標を設定する。

(1)

福祉施設の入所者の地域生活への移行

○

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により施設入所・入院から地域生活への移行を進める。

(2)

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

○

精神障がい者に対する地域生活への移行及び定着のための途切れのない支援の推進や地域理解の醸成、ピアソポーターの活用などを進めるため、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置する。

(3)

地域生活支援拠点等の整備

○

基幹型の市障害者相談支援センターを中心に、他領域にまたがる複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」により整備を進める。

(4)

福祉施設から一般就労への移行

○

就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進め。特に、就労の場の確保が課題であることから、就労の場の掘り起こしや関係機関のネットワークを充実強化する。

(5)

障害児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターを整備し、地域の療育支援における中核施設として機能の充実を図るとともに、関係機関と連携し、地域療育の推進を図る。また、医療的ケア児支援の関係機関が連携を図る協議の場を設置する。

#### 4 見込量確保の方策

各年度（平成30年度～平成32年度）における障害福祉サービス、相談支援及び障害児通所支援、障害児相談支援の種類ごとに必要な量の見込みを定める。また、障害福祉サービス、相談支援及び障害児通所支援、障害児相談支援の種類ごとに必要な見込量を確保するための方策を定める。

#### 5 地域生活支援事業の実施に関する事項

三木市が実施する地域生活支援事業について、下記のとおり定める。

- 実施する事業の内容
- 各年度（平成30年度～平成32年度）における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び見込量

#### 6 障害福祉計画及び障害児福祉計画の達成状況の点検及び評価

本計画の推進に当たっては、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況を点検し、施策の見直しや評価を実施する。

評価に当たっては、毎年度、PDCAサイクルに従い、計画の推進にかかるサービスの提供量、地域生活移行、一般就労移行等具体的な取組状況の実績を取りまとめ、三木市地域自立支援協議会を通じてサービス提供事業者やサービス利用者からの意見を参考にしながら、個々の事業について点検及び評価を行う。

点検・評価の結果をもとに、計画の修正を必要とするところについては、課題の明確化をする。

また、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援、障害児相談支援に改善が必要とする場合には、サービス利用者をはじめ関係者の理解を得ながら見直しを行う。

## 第 2 章

### 平成 32 年度の目標値

障がい者等について、施設入所者の地域生活への移行及び障害児支援の提供体制の整備等を進めるため、国の基本指針に即して、平成 32 年度における数値目標を設定する。

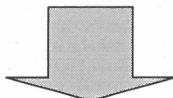
## 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

### 【国の基本指針】

- ・地域生活への移行を進める観点から、平成28年度末時点において福祉施設に入所している障がい者（施設入所者）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定。
- ・平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これにあわせて平成32年度末の施設入所者数を、平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

### 【兵庫県の策定方針】

国の基本指針に準ずる。



### 【三木市での考え方】

三木市の入所者の多くが重度障がい者であり、地域移行は非常に困難であるが、グループホームや短期入所等の移行促進の強化を図ることにより、国の基本指針及び兵庫県の策定方針である平成28年度末時点の施設入所者数89人の9%以上の8人を地域生活に移行する者の数と設定する。

また施設入所者数の削減見込みについては、平成28年度の施設入所者実績89人、平成29年度の施設入所者実績見込みが91人であり、第4期の目標値78人を大きく上回っている。今後入所希望者の増加など地域の実情を考慮し、居住系の新サービス利用やグループホーム等の整備など、地域移行や移行定着の強化を図りつつ第4期の目標値78人との乖離を勘案し、平成28年度末時点の施設入所者数89人から国の基本指針の2%以上に、第4期の目標値78人の未達成削減割合で、市の努力目標値2%をえた4%以上の4人を削減する者の数と設定する。

項目	数值	考え方
平成28年度末時点の施設入所者数（A）	89人	平成28年度末時点の施設入所者数
目標年度の施設入所者数（B）	85人	平成32年度末
【目標値①】 地域生活移行数	8人	9%以上
【目標値②】 削減見込(A)-(B)	4人	国の削減目標値2%以上+未達成削減割合で市の努力目標値2%

※地域生活への移行とは、福祉施設の入所者が施設を退所し、グループホーム、一般住宅等へ生活の拠点を移したものという（家庭復帰を含む）。

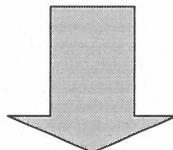
## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【国の基本指針】

- ・精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。
- ・これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を、平成32年度末までに全ての市町村または各圏域に設置することを基本とする。

### 【兵庫県の策定方針】

国の基本指針に準ずる。ただし、複数市町による設置も可とする。



### 【三木市の考え方】

国の基本指針及び兵庫県の策定方針を踏まえ、三木市としては平成32年度末までに保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置すると設定する。

項目	数値	考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置	設置	平成32年度末までに協議の場を設置

### 3 地域生活支援拠点等の整備

#### 【国の基本指針】

障がい者等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する方への支援を進めるため、自立等に関する相談や、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の確保、サービス拠点の整備や地域の体制づくりを行うなどの機能を担う体制を、平成32年度末までに全ての市町村または各圏域に整備することを基本とする。

- ・地域生活支援の拠点等の整備に当たって求められる機能

相談（地域移行、親元からの自立等）

体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）

緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）

専門性（人材の確保・養成、連携等）

地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

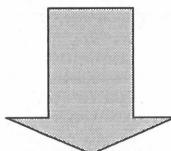
- ・地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本

\*地域生活支援拠点：各地域内で上記の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点

\*面的な体制：地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制

#### 【兵庫県の策定方針】

国の基本指針に準ずる。ただし、複数市町による整備も可とする。



#### 【三木市の考え方】

国の基本指針及び兵庫県の策定方針を踏まえ、三木市として平成32年度末までに地域生活支援の拠点等の整備を1箇所整備する。

項目	数値	考え方
地域生活支援の拠点等の整備数	1箇所	平成32年度末までに1箇所を整備

## 4 福祉施設から一般就労への移行

## 【国の基本指針】

- ・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者を、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。
- ・就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末における利用者数を、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。
- ・就労移行支援事業の事業所ごとの就労移行率については、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す。
- ・各年度における就労定着支援による職場定着率については、支援開始から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

## 【兵庫県の策定方針】

国の基本指針に準ずる。



## 【三木市の考え方】

- ・国の基本指針及び兵庫県の策定方針を踏まえ、平成32年度中に一般就労に移行する者を平成28年度の実績者数4人の1.5倍以上である6人と設定する。
- ・就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末における利用者数を、平成28年度末の実績者数10人に、平成29年度新規開設事業所の利用見込み数3人を加えた13人の2割以上増加とする16人を利用者の数の目標に目指す。
- ・三木市内にある就労移行支援事業の事業所数は、平成29年度末で2事業所（定員16人）であり、その事業所が就労移行率を3割以上にすることを目指し目標を10割とする。
- ・各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を8割以上とする。

項目	数値	考え方
【目標値】 一般就労する者の数	6人	平成32年度中に福祉施設を退所し一般就労した 者の数 ※平成28年度の実績者数4人×1.5倍
【目標値】 就労移行支援事業の 利用者数	16人	平成32年度末における就労移行支援の利用者数 ※平成28年度の実績者数10人+新規開設事業 所の利用見込み数3人+（13人×2割）
【目標値】 就労移行支援事業所 のうち、就労移行率が 3割以上の事業所を 全体の5割以上	100%	平成32年度末における就労移行支援事業所毎の 就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上
【目標値】 就労定着支援による 支援開始から1年後 の職場定着率	80%以上	各年度における就労定着支援による支援開始から 1年後の職場定着率を8割以上

## 5 障害児支援の提供体制の整備等

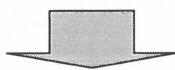
### 【国の基本指針】

障がい児については、保育、教育の利用状況を踏まえ、障害福祉サービスや障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることを基本とする。

- ・平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
- ・平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
- ・平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

### 【兵庫県の策定方針】

国の基本指針に準ずる。ただし、複数市町による整備も可とする。



### 【三木市の考え方】

国の基本指針及び兵庫県の策定方針を踏まえ、地域支援体制の構築、保健・医療・障害福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備、障害児相談支援の提供体制の確保などを検討する。

- ・平成32年度末までに、児童発達支援センターを1箇所設置
- ・平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- ・平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保
- ・平成30年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置

項目	数値	考え方
平成32年度末までに、児童発達支援センターを1箇所以上設置	1箇所	平成32年度末までに1箇所を設置
平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	構築	平成27年度に体制を構築
平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保	1箇所以上	平成32年度末までに1箇所以上確保
平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置	設置	平成30年度末までに協議の場を設置

# 第3章

## 見込量確保のための 方策

各年度における障害福祉サービス、指定相談支援及び障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込みを定める。また、指定相談支援及び障害児通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保の方策を定める。

## 1 訪問系サービス

## (1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

## 【サービス内容】

訪問系サービスに分類される

「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」

①居宅介護

障がい者等に対し、居宅において入浴、排せつ、食事の介護等のサービス提供

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がい者に対し、居宅における入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する方の移動時及び外出先における視覚的情報の支援（代筆、代読等を含む）や、移動の援護を提供

④ 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある障がい者等で常時介護を要する者につき、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護等のサービス提供

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする障がい者等で介護の必要な程度が著しく高い者に対し、居宅介護をはじめとする障害福祉サービスを包括的に提供

## 【三木市の考え方】

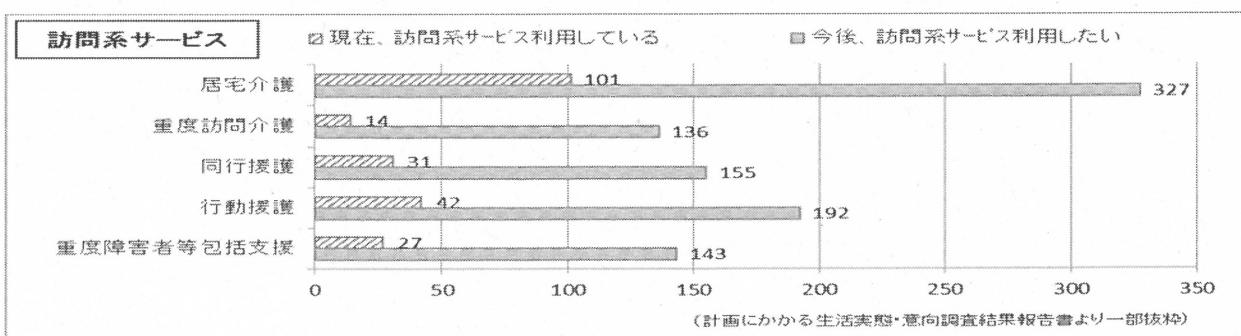
国の基本指針を踏まえた上で、平成27年度～平成28年度実績、平成29年度見込に基づき算出する。

※月間の利用人数を推計し、必要なサービス提供量を定める。4つのサービスを一体として設定する。

※サービス量の単位は、時間分・利用者数

「時間分」＝「月間の利用人員」×「1人1ヶ月当たりの平均利用時間」

居宅介護 14.4h、重度訪問介護 55.0h、同行援護 12.3h、行動援護 12.9h



## 各年度の必要なサービス見込量

【上段（単位：時間分 月当たりサービス量）・下段（利用者数）】

平成30年度	平成31年度	平成32年度
1,622 時間／月	1,679 時間／月	1,734 時間／月
112 人／月	116 人／月	120 人／月

内訳

(居宅介護)

【上段（単位：時間分 月当たりサービス量）・下段（利用者数）】

平成30年度	平成31年度	平成32年度
1,368 時間／月	1,412 時間／月	1,455 時間／月
95 人／月	98 人／月	101 人／月

(重度訪問介護)

【上段（単位：時間分 月当たりサービス量）・下段（利用者数）】

平成30年度	平成31年度	平成32年度
55 時間／月	55 時間／月	55 時間／月
1 人／月	1 人／月	1 人／月

(同行援護)

【上段（単位：時間分 月当たりサービス量）・下段（利用者数）】

平成30年度	平成31年度	平成32年度
160 時間／月	173 時間／月	185 時間／月
13 人／月	14 人／月	15 人／月

(行動援護)

【上段（単位：時間分 月当たりサービス量）・下段（利用者数）】

平成30年度	平成31年度	平成32年度
39 時間／月	39 時間／月	39 時間／月
3 人／月	3 人／月	3 人／月

(重度障害者等包括支援)

【上段（単位：時間分 月当たりサービス量）・下段（利用者数）】

平成30年度	平成31年度	平成32年度
0 時間／月	0 時間／月	0 時間／月
0 人／月	0 人／月	0 人／月

## 必要なサービス見込量の確保の方策

- ・自立支援協議会と連携を図り、必要な社会資源の確保に努める。
- ・必要な訪問系サービスを障がいの種別を問わずに支給する。
- ・地域においては身近な場所での利用が可能となるようにサービス提供体制の充実を図る。
- ・現在のサービス提供事業所に加え、今後増加が予測される訪問系サービスについて、介護保険サービス提供事業所との連携や障害福祉サービス事業への参入などの促進を図る。
- ・ヘルパー等の人材確保のため兵庫県や関係機関が実施する研修等の情報を提供する。
- ・地域共生社会の実現に向けて、共生型サービス（29年制度改正及び30年報酬改定）を位置づけサービス提供体制の充実を図る。

## 2 日中活動系サービス

(1)

生活介護

### サービス内容

常時介護を必要とする障がい者に対し、主に昼間、障害者支援施設で行われる入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等のサービスを提供する。

### 【三木市の考え方】

国の基本指針を踏まえた上で、平成27年度～平成28年度実績、平成29年度見込に基づき算出する。

※月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める。

※サービス量の単位は、人日分・利用人数

「人日分」＝「月間の利用人員」×「1人1ヶ月当たりの平均利用日数 19.4日」

### 各年度の必要なサービス見込量

【上段（単位：人日分　月当たりサービス量）・下段（利用者数）】

平成30年度	平成31年度	平成32年度
3,648人日／月	3,706人日／月	3,767人日／月
188人／月	191人／月	194人／月

### 必要なサービス見込量の確保の方策

- ・自立支援協議会と連携を図り、必要な社会資源の確保に努める。
- ・施設においては利用者のニーズに応じた介護サービス提供体制の充実を図り、地域においては身近な場所での利用が可能となるよう関係機関との調整を図りサービス提供体制の充実を図る。
- ・地域共生社会の実現に向けて、共生型サービス（29年制度改正及び30年報酬改定）を位置づけサービス提供体制の充実を図る。



(2)

自立訓練（機能訓練）

### サービス内容

障がい者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を提供する。

身体障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を実施する。

### 【三木市の考え方】

国の基本指針を踏まえた上で、平成27年度～平成28年度実績、平成29年度見込に基づき算出する。

※月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める。

※サービス量の単位は、人日分・利用人数

「人日分」＝「月間の利用人員」×「1人1ヶ月当たりの平均利用日数13.9日」

### 各年度の必要なサービス見込量

【上段（単位：人日分　月当たりサービス量）・下段（利用者数）】

平成30年度	平成31年度	平成32年度
56人日／月	70人日／月	84人日／月
4人／月	5人／月	6人／月

### 必要なサービス見込量の確保の方策

- ・自立支援協議会と連携を図り、必要な社会資源の確保に努める。
- ・利用者が必要な訓練の提供を受けるため、関係機関との連絡調整を図る。
- ・必要な量に応じたサービスを提供するための施設整備を図る。
- ・地域共生社会の実現に向けて、共生型サービス（29年制度改革及び30年報酬改定）を位置づけサービス提供体制の充実を図る。



(3)

自立訓練（生活訓練）

### サービス内容

障がい者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を提供する。

知的障がい者・精神障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、日常生活能力の向上を図り、サービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を実施する。

### 【三木市の考え方】

国の基本指針を踏まえた上で、平成27年度～平成28年度実績、平成29年度見込に基づき算出する。

※月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める。

※サービス量の単位は、人日分・利用人数

「人日分」＝「月間の利用人員」×「1人1ヶ月当たりの平均利用日数 13.9日」

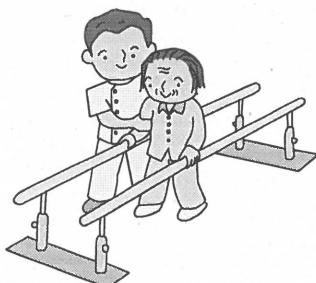
### 各年度の必要なサービス見込量

【上段（単位：人日分 月当たりサービス量）・下段（利用者数）】

平成30年度	平成31年度	平成32年度
84人日／月	98人日／月	112人日／月
6人／月	7人／月	8人／月

### 必要なサービス見込量の確保のための方策

- ・自立支援協議会と連携を図り、必要な社会資源の確保に努める。
- ・利用者が必要な訓練の提供を受けるため、関係機関との連絡調整を図る。
- ・必要な量に応じたサービスを提供するための施設設備を図る。
- ・地域共生社会の実現に向けて、共生型サービス（29年制度改正及び30年報酬改定）を位置づけサービス提供体制の充実を図る。



(4)

就労移行支援

### サービス内容

就労を希望する障がい者に対し、定められた期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を実施する。

一般就労等を希望する者に対し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通して、適性にあった職場への就労・定着を図る支援を実施する。

### 【三木市の考え方】

国の基本指針を踏まえた上で、平成27年度～平成28年度実績、平成29年度見込に基づき算出する。

※月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める。

※サービス量の単位は、人日分・利用人数

「人日分」＝「月間の利用人員」×「1人1ヶ月当たりの平均利用日数 15.0 日」

### 各年度の必要なサービス見込量

【上段（単位：人日分　月当たりサービス量）・下段（利用者数）】

平成30年度	平成31年度	平成32年度
240人日／月	270人日／月	300人日／月
16人／月	18人／月	20人／月

### 必要なサービス見込量の確保の方策

- ・自立支援協議会と連携を図り、必要な社会資源の確保に努める。
- ・障がいに応じた職業準備訓練を推進するとともに、必要に応じ、職業能力の開発・向上を支援する。
- ・市内事業者に対して積極的な情報提供を行い、理解と協力を求めつつ障がい者の職場実習の拡充に努める。

(5)

就労継続支援（A型）

### サービス内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施する。

一般企業での雇用が困難な者に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る支援を実施する。

### 【三木市の考え方】

国の基本指針を踏まえた上で、平成27年度～平成28年度実績、平成29年度見込に基づき算出する。

※月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める。

※サービス量の単位は、人日分・利用人数

「人日分」＝「月間の利用人員」×「1人1ヶ月当たりの平均利用日数 19.8 日」

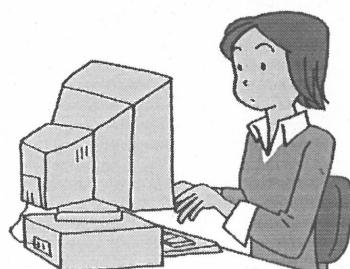
### 各年度の必要なサービス見込量

【上段（単位：人日分　月当たりサービス量）・下段（利用者数）】

平成30年度	平成31年度	平成32年度
1,109人日／月	1,208人日／月	1,307人日／月
56人／月	61人／月	66人／月

### 必要なサービス見込量の確保の方策

- ・自立支援協議会と連携を図り、必要な社会資源の確保に努める。
- ・障害福祉サービス事業所に対して、就労継続支援B型から就労継続支援A型への移行を支援する。



(6)

就労継続支援（B型）

### サービス内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施する。

一般企業での雇用が困難な者、一定年齢に達している者等に対し、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図る支援を実施（雇用契約は結ばない）する。

### 【三木市の考え方】

国の基本指針を踏まえた上で、平成27年度～平成28年度実績、平成29年度見込に基づき算出する。

※月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める。

※サービス量の単位は、人日分・利用人数

「人日分」＝「月間の利用人員」×「1人1ヶ月当たりの平均利用日数 16.3 日」

### 各年度の必要なサービス見込量

【上段（単位：人日分　月当たりサービス量）・下段（利用者数）】

平成30年度	平成31年度	平成32年度
2,755人日／月	3,000日／月	3,244人日／月
169人／月	184人／月	199人／月

### 必要なサービス見込量の確保の方策

- ・自立支援協議会と連携を図り、必要な社会資源の確保に努める。
- ・今後増加が見込まれるため、市内サービス事業者のみならず、近隣自治体と連携するとともに、既存事業所における定員の拡大、新規事業所の参入など合わせて促進する。

(7)

就労定着支援

### サービス内容

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスを提供

### 【三木市の考え方】

国の基本指針を踏まえた上で、福祉施設の利用者の一般就労への移行者を勘案し算出する。  
平成30年度からの新規事業。  
※月間の利用人員を推計する。  
※サービス量の単位は、人分

### 各年度の必要なサービス見込量

(単位：人分)

平成30年度	平成31年度	平成32年度
2人／月	2人／月	2人／月

### 必要なサービス見込量の確保の方策

- ・自立支援協議会と連携を図り、必要な社会資源の確保に努める。
- ・平成30年度からの新規事業であるため、三木市内において、サービスの提供が行えるよう実施事業者の促進を図る。
- ・他市町のサービス提供事業所と連携を取り、サービスの充実を図る。

(8)

療養介護

### サービス内容

医療を要する障がい者であって常時介護を要する者に対し、主に居室において、病院その他の施設（病院及び診療所）において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護や日常生活上のサービスを提供

### 【三木市の考え方】

国の基本指針を踏まえた上で、平成27年度～平成28年度実績、平成29年度見込に基づき算出する。

※月間の利用人員を推計する。

※サービス量の単位は、人分

### 各年度の必要なサービス見込量

（単位：人分）

平成30年度	平成31年度	平成32年度
19人／月	20人／月	21人／月

### 必要なサービス見込量の確保のための方策

- ・自立支援協議会と連携を図り、必要な社会資源の確保に努める。
- ・必要なサービス量を確保し提供するため、近隣地域との連携を図るとともに、市内医療機関への働きかけを行う。



(9)

短期入所（福祉型・医療型）

### 福祉型 サービス内容

居宅においてその介護を行う者の疾病等の理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所が必要な障がい者等に対し、当該施設に短期間入所し、入浴、排せつ又は食事の介護等のサービスを提供する。

### 【三木市の考え方】

国の基本指針を踏まえた上で、平成27年度～平成28年度実績、平成29年度見込に基づき算出する。

※月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める。

※サービス量の単位は、人日分・利用人数

「人日分」＝「月間の利用人員」×「1人1ヶ月当たりの平均利用日数 6.4日」

### 各年度の必要なサービス見込量

【上段（単位：人日分 月当たりサービス量）・下段（利用者数）】

平成30年度	平成31年度	平成32年度
352人日／月	397人日／月	423人日／月
55人／月	62人／月	66人／月

### 必要なサービス見込量の確保の方策

- ・自立支援協議会と連携を図り、必要な社会資源の確保に努める。
- ・地域において身近な場所での利用が可能となるようにサービス提供体制の充実を図るとともに、介護施設の参入を支援する。
- ・地域共生社会の実現に向けて、共生型サービス（29年制度改正及び30年報酬改定）を位置づけサービス提供体制の充実を図る。

### 医療型 サービス内容

居宅においてその介護を行う者の疾病等の理由により、病院等への短期間の入所が必要な障がい者等に対し、当該病院に短期間入所し、入浴、排せつ又は食事の介護等のサービスを提供する。

### 【三木市の考え方】

国の基本指針を踏まえた上で、平成27年度～平成28年度実績、平成29年度見込に基づき算出する。

※月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める。

※サービス量の単位は、人日分・利用人数

「人日分」＝「月間の利用人員」×「1人1ヶ月当たりの平均利用日数3.5日」

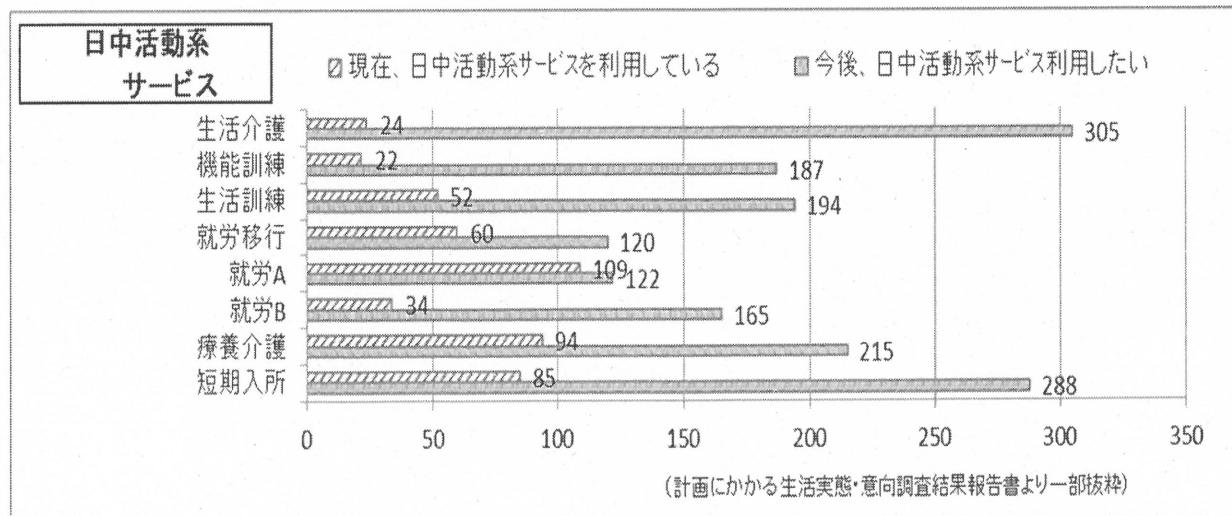
### 各年度の必要なサービス見込量

【上段（単位：人日分　月当たりサービス量）・下段（利用者数）】

平成30年度	平成31年度	平成32年度
24人日／月	28人日／月	32人日／月
7人／月	8人／月	9人／月

### 必要なサービス見込量の確保のための方策

- ・自立支援協議会と連携を図り、必要な社会資源の確保に努める。
- ・地域において身近な場所での利用が可能となるようにサービス提供体制の充実を図るとともに、介護施設の参入を支援する。



3 居宅系サービス

(1) 共同生活援助

サービス内容

地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者に対し、主に夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。

【三木市の考え方】

国の基本指針を踏まえた上で、平成27年度～平成28年度実績、平成29年度見込に地域移行促進を考慮し算定する。

※月間の利用人員を推計する。

※サービス量の単位は、人分

各年度の必要なサービス見込量

(単位：人分)

平成30年度	平成31年度	平成32年度
52人／月	62人／月	67人／月

必要なサービス見込量の確保のための方策

- ・自立支援協議会と連携を図り、必要な社会資源の確保に努める。
- ・地域生活への移行の観点から、グループホームの新設及び運営を支援する。

(2)

施設入所支援

### サービス内容

施設に入所する障がい者につき、主に夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等のサービスを提供する。

#### 【三木市の考え方】

国の基本指針を踏まえた上で、平成27年度～平成28年度実績、平成29年度見込に地域移行促進を考慮し算定する。

※月間の利用人員を推計する。

※サービス量の単位は、人分

#### 各年度の必要なサービス見込量

(単位：人分)

平成30年度	平成31年度	平成32年度
89人／月	87人／月	85人／月

#### 必要なサービス見込量の確保のための方策

- ・自立支援協議会と連携を図り、必要な社会資源の確保に努める。
- ・入所施設に対し、適切な助言・指導を行うことにより、就労支援、グループホームへの地域移行を促進する。

#### 居住系サービス

現在、居住系サービスを利用している 今後、居住系サービス利用したい

##### 共同生活援助

61

230

##### 施設入所支援

72

237

0 50 100 150 200 250

(計画にかかる生活実態・意向調査結果報告書より一部抜粋)

(3)

自立生活援助

### サービス内容

施設やグループホームを利用していた障がい者で、一人暮らしをする方に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないのかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスを提供する。

### 【三木市の考え方】

国の基本指針を踏まえた上で、単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数などを勘案し算出する。

平成30年度からの新規事業。

※月間の利用人員を推計する。

※サービス量の単位は、人分

### 各年度の必要なサービス見込量

(単位：人分)

平成30年度	平成31年度	平成32年度
1人／月	1人／月	1人／月

### 必要なサービス見込量の確保のための方策

- ・自立支援協議会と連携を図り、必要な社会資源の確保に努める。
- ・平成30年度からの新規事業であるため、三木市内において、サービスの提供が行えるよう実施事業者の促進を図る。また、他市町のサービス提供事業所と連携を取り、サービスの充実を図る。

4 相談支援

(1)

相談支援

【計画相談支援】

サービス内容

障がい福祉サービスを利用する方に対して支給決定又は支給決定の変更前後に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行う。

各年度の必要なサービス見込量

(単位：人分)

平成30年度	平成31年度	平成32年度
120人／月	124人／月	128人／月

【地域移行支援】

サービス内容

障がい者支援施設等に入所している人又は入院している精神障がい者を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行う。

各年度の必要なサービス見込量

(単位：人分)

平成30年度	平成31年度	平成32年度
1人／月	1人／月	1人／月

【地域定着支援】

サービス内容

施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者に対し、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談や対応を行う。

各年度の必要なサービス見込量

(単位：人分)

平成30年度	平成31年度	平成32年度
1人／月	1人／月	1人／月

必要なサービス見込量の確保の方策

- ・自立支援協議会と連携を図り、必要な社会資源の確保に努める。
- ・市に専門職の配置、相談支援センター及び民間事業者による相談支援体制を拡充する。

(2)

相談支援・権利擁護の体制強化

### 考え方

障がい者等への差別及び虐待を防止し、障がい者の自立及び社会参加を支援するとともに、等しく市民として個人の尊厳と権利が享受・保護できるよう相談支援体制を強化する。

#### 【障がい者虐待防止の方策】

障がい者等の虐待防止、権利の保護、差別の撤廃の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行なうため、虐待防止センター機能を計画的に整備する。

また、関係機関の協力体制を強化し障がい者等虐待防止のためのネットワークを構築する。

#### 【自立支援協議会に関する方策】

地域に密着した、よりきめ細やかなサービスの提供を行えるよう、個別の相談支援の事例を通じ、関係機関とのサポート体制を構築するため、市単独による三木市自立支援協議会を設置し運営を行っている。

また圏域の関係者が集まり、地域の課題を共有し、サービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っていくため、北播磨圏域健康福祉推進協議会介護・福祉部会により、広くネットワークと知能を共有していく。

#### 【障害者差別解消支援地域協議会に関する方策】

障害者差別解消法第17条において、国と地方公共団体の機関は、地域における障がい者等差別に関する相談等について情報を共有し、障がい者等差別を解消するための取組を効果的にかつ円滑に行うネットワークの組織の設置ができるとなっていることから、平成28年6月に障害者差別解消支援地域協議会を設置し、関係機関等が対応した事案の共有、障がい者等差別に関する相談体制の整備、障がい者等差別の解消に資する取組の共有・分析など行っている。

今後、国、県及び三木市においての具体的な差別事例やその対応方法などを示した事例集を作成し、市民や市内事業所に配布することで、障がい者等差別の解消や障がい者等虐待の防止に繋がるよう努める。

5 障害児通所支援等

(1)

児童発達支援

サービス内容

心身に障がいのある児童に対し日常生活に必要な動作指導・訓練、集団生活適応訓練などを行う。

【三木市の考え方】

国の基本指針を踏まえた上で、平成27年度～平成28年度実績、平成29年度見込に基づき算出する。

※サービス量の単位は、人日分・利用人数

※「人日分」＝「月間の利用人員」×「1人1ヶ月当たりの平均利用日数5.4日」

各年度の必要なサービス見込量

【上段（単位：人日分　月当たりサービス量）・下段（利用者数）】

平成30年度	平成31年度	平成32年度
308人日／月	352人日／月	395人日／月
57人／月	65人／月	73人／月

※児の施設入所については都道府県にて実施

必要なサービス見込量の確保のための方策

- ・自立支援協議会と連携を図り、必要な社会資源の確保に努める。
- ・三木市内においては現在2事業所の運営があり、第5期の期間中に複数の事業所の整備を見込む。
- ・地域共生社会の実現に向けて、共生型サービス（29年制度改正及び30年報酬改定）を位置づけサービス提供体制の充実を図る。

(2)

医療型児童発達支援

### サービス内容

未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体の状況により治療も行う。

### 【三木市の考え方】

国の基本指針を踏まえた上で、平成27年度～平成28年度実績、平成29年度見込に基づき算出する。

※サービス量の単位は、人日分・利用人数

※「人日分」＝「月間の利用人員」×「1人1ヶ月当たりの平均利用日数9.0日」

### 各年度の必要なサービス見込量

【上段（単位：人日分 月当たりサービス量）・下段（利用者数）】

平成30年度	平成31年度	平成32年度
9人日／月	9人日／月	9人日／月
1人／月	1人／月	1人／月

### 必要なサービス見込量の確保のための方策

- ・自立支援協議会と連携を図り、必要な社会資源の確保に努める。
- ・三木市内においては、実施事業所がないため、他の市町との連携を取りサービスの提供が行えるようにするとともに、市内においても実施事業者の促進を図る。

(3)

放課後等ディサービス

### サービス内容

通学中の障がい児について、放課後や長期休暇（夏休み等）において、日常生活に必要な訓練を実施するとともに、居場所としての提供を行う。

### 【三木市の考え方】

国的基本指針を踏まえた上で、平成27年度～平成28年度実績、平成29年度見込に基づき算出する。

※サービス量の単位は、人日分・利用人数

※「人日分」＝「月間の利用人員」×「1人1ヶ月当たりの平均利用日数9.2日」

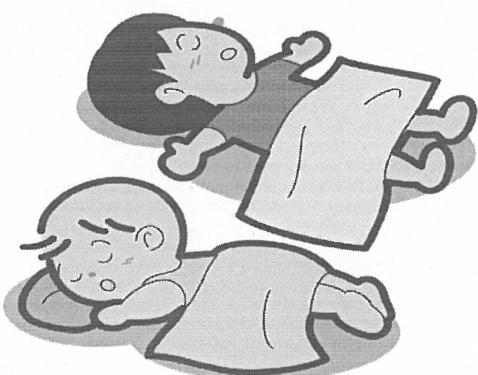
### 各年度の必要なサービス見込量

【上段（単位：人日分　月当たりサービス量）・下段（利用者数）】

平成30年度	平成31年度	平成32年度
1,022人日／月	1,206人日／月	1,390人日／月
111人／月	131人／月	151人／月

### 必要なサービス見込量の確保の方策

- ・自立支援協議会と連携を図り、必要な社会資源の確保に努める。
- ・三木市内においては現在5事業所の運営があり、第5期の期間中に複数の事業所の整備を見込む。
- ・地域共生社会の実現に向けて、共生型サービス（29年制度改正及び30年報酬改定）を位置づけサービス提供体制の充実を図る。



(4)

保育所等訪問支援

### サービス内容

障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行う。

### 【三木市の考え方】

国の基本指針を踏まえた上で、平成27年度～平成28年度実績、平成29年度見込に基づき算出する。

※サービス量の単位は、人日分・利用人数

※「人日分」＝「月間の利用人員」×「1人1ヶ月当たりの平均利用日数1.0日」

### 各年度の必要なサービス見込量

【上段（単位：人日分　月当たりサービス量）・下段（利用者数）】

平成30年度	平成31年度	平成32年度
5人日／月	7人日／月	9人日／月
5人／月	7人／月	9人／月

### 必要なサービス見込量の確保の方策

- ・自立支援協議会と連携を図り、必要な社会資源の確保に努める。
- ・三木市内においては現在1事業所の運営があり、継続した支援を行う。

(5)

居宅訪問型児童発達支援

### サービス内容

重度の障がいがあり、児童発達支援等のサービスを利用するため外出することが著しく困難な障がいのある児童を対象に、事業所の支援員が児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。

### 【三木市の考え方】

国の基本指針を踏まえた上で、医療的ケア児のニーズ、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障がい児などを勘案し算出する。

平成30年度からの新規事業。

※サービス量の単位は、人日分・利用人数

※「人日分」＝「月間の利用人員」×「1人1ヶ月当たりの平均利用日数 4.0 日」

### 各年度の必要なサービス見込量

【上段（単位：人日分 月当たりサービス量）・下段（利用者数）】

平成30年度	平成31年度	平成32年度
4人日／月	4人日／月	4人日／月
1人／月	1人／月	1人／月

### 必要なサービス見込量の確保のための方策

- ・自立支援協議会と連携を図り、必要な社会資源の確保に努める。
- ・平成30年度からの新規事業であるため、三木市内において、サービスの提供が行えるよう実施事業者の促進を図る。
- ・他市町のサービス提供事業所と連携を取り、サービスの充実を図る。

(6)

障害児相談支援

#### サービス内容

障がい児通所支援を利用する方に対して、支給決定又は支給決定の変更前後に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行う。

#### 各年度の必要なサービス見込量

(単位：人分)

平成30年度	平成31年度	平成32年度
50人／月	60人／月	70人／月

#### 必要なサービス見込量の確保の方策

- ・自立支援協議会と連携を図り、必要な社会資源の確保に努める。
- ・市に専門職の配置、相談支援センター及び民間事業者による相談支援体制を拡充する。
- ・三木市内においては、現在4事業所の運営があり、第5期の期間中に複数の事業所の整備を見込む。

(7)

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

サービス内容

医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることが出来るよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備する。

各年度の必要なサービス見込量

（単位：人分）

平成30年度	平成31年度	平成32年度
0人	0人	1人

必要なサービス見込量の確保のための方策

- ・医療的ケア児に対する関連分野の連携の一層の推進について、保健、医療、障がい福祉、保育、教育など関連する分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進し、増加するニーズに対応できるよう努める。

(8)

教育と福祉の協議の場の設置

サービス内容

保育所等訪問支援等を実施する際に、事業所と学校の連携が図れるよう、教育現場の職員と福祉現場の職員の協議の場を設置する。

※目標：平成30年度までに設置

各年度の必要なサービス見込量

(単位：設置)

平成30年度	平成31年度	平成32年度
設置	設置	設置

必要なサービス見込量の確保の方策

- 市自立支援協議会等の終了後に、続けて教育と福祉分野の協議の場を設ける。

(9)

## 障がい児の相談窓口の設置

## サービス内容

障がい児を支援する機関は、保健、医療、障害福祉、保育、教育など様々な分野に及ぶことから、障がい児（の家族）の相談については、総合的な見地から適切な分野に繋ぐ統一した相談窓口を設置する。

## 各年度の必要なサービス見込量

(単位：設置)

平成30年度	平成31年度	平成32年度
—	—	設置

## 必要なサービス見込量の確保の方策

- 複数ある市相談窓口の職員に、障がい児にかかる知識を取得させ、また窓口を統一し、将来はその窓口が地域包括ケアシステムの中核となるよう設置に努める。

## 障害児通所支援等

□現在、児童のサービスを利用している □今後、児童のサービスを利用したい

児童発達支援

20

23

放課後デイサービス

26

31

保育所等訪問支援

6

15

0 5 10 15 20 25 30 35

(計画にかかる生活実態・意向調査結果報告書より一部抜粋)

# 第4章

## 地域生活支援事業

障がい者等が、障害福祉サービス等その他のサービスを利用しつつ、一人ひとりのニーズに応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう に、三木市が実施する地域生活支援事業について定める。

## 1 地域生活支援事業の実施に関すること

## (1) 理解促進研修・啓発事業

## 【事業目的】

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る。

事業内容	○障がい者等に対する理解を深めるため当事者、市民、事業者等を対象とした講演会等を開催 ○手話言語条例の制定に伴う、手話の普及に関する施策を促進
各年度における見込量の考え方	平成29年度見込に基づき算出。

## 各年度の必要な見込量

(単位：実施の有無)

平成30年度	平成31年度	平成32年度
有	有	有

## (2) 自発的活動支援事業

## 【事業目的】

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援することにより、共生社会の実現を図る。

事業内容	○障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援
各年度における見込量の考え方	平成29年度見込に基づき算出

## 各年度の必要な見込量

(単位：実施の有無)

平成30年度	平成31年度	平成32年度
有	有	有

## (3) 相談支援事業

## 【事業目的】

障がい者本人や障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようすることを目的とする。

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利の擁護のために必要な援助、専門機関の紹介等</li> <li>○ 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを設置</li> <li>○ 基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員の配置、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進の取組</li> <li>○ 「地域自立支援協議会」を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言</li> </ul> <p>地域自立支援協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置する。</li> </ul>
各年度における量の見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 平成30年度～平成32年度における量の見込について定める。</li> <li>○ 障害者相談支援事業の実施見込みの箇所数</li> <li>○ 基幹相談センターの実施見込みの有無</li> <li>○ 相談支援機能強化事業の実施見込みの有無</li> <li>○ 地域自立支援協議会の実施見込みの有無</li> </ul>
各年度における見込量の考え方	平成27年度～平成28年度実績、平成29年度見込に基づき算出。

各年度の必要な見込量 (単位: 箇所又は実施の有無)

事業名	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談支援事業			
障害者相談支援事業	1	1	1
基幹相談センター	有	有	有
相談支援機能強化事業	有	有	有
三木市地域自立支援協議会	有	有	有

## (4) 成年後見制度利用支援事業

## 【事業目的】

成年後見制度の利用が有効と認められる人に対し、制度の利用を支援するために、関係施設などと連携し、普及啓発を図る。

事業内容	親族のいない障がい者に成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用など）及び後見人などの報酬の全部又は一部助成
各年度における見込量の考え方	平成27年度～平成28年度実績、平成29年度見込に基づき算出。

## 各年度の必要な見込量

(単位：利用件数)

平成30年度	平成31年度	平成32年度
3件／年	3件／年	3件／年

## (5) 成年後見制度法人後見支援事業

## 【事業目的】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活用を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とする。

事業内容	○法人後見実施のための研修。法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築 ○法人後見の適正な活動のための支援 ○その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進
各年度における見込量の考え方	平成32年度末までに体制の整備を見込み算出。

## 各年度の必要な見込量

(単位：実施の有無)

平成30年度	平成31年度	平成32年度
有	有	有

## (6)

## 意思疎通支援事業

## 【事業目的】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る。

事業内容	<input type="radio"/> 手話通訳者設置事業の推進 <input type="radio"/> 手話通訳者派遣事業の推進 <input type="radio"/> 要約筆記者設置事業の推進 <input type="radio"/> 要約筆記者派遣事業の推進 <input type="radio"/> 点訳音訳委託等事業の推進
各年度における見込量の考え方	平成27年度～平成28年度実績、平成29年度見込に基づき算出。

## 各年度の必要な見込量

(単位：利用件数)

平成30年度	平成31年度	平成32年度
474件／年	489件／年	504件／年

## (7)

## 日常生活用具給付等事業

## 【事業目的】

重度障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図る。

事業内容	日常生活上の便宜を図るために、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具の給付
各年度における見込量の考え方	平成27年度～平成28年度実績、平成29年度見込に基づき算出。

## 各年度の必要な見込量

(単位：利用件数)

平成30年度	平成31年度	平成32年度
2,068件／年	2,131件／年	2,195件／年

(8)

## 手話奉仕員養成研修事業

## 【事業目的】

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようすることを目的とする。

事業内容	聴覚障がい者の社会生活におけるコミュニケーションの確保を図るため、手話のできる市民の養成、手話通訳者の養成
各年度における見込量の考え方	1期を2年とし、継続して事業を実施する。

## 各年度の必要な見込量

(単位：人分)

平成30年度	平成31年度	平成32年度
20人／年	20人／年	20人／年

(9)

## 移動支援事業

## 【事業目的】

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。

事業内容	移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援
各年度における見込量の考え方	平成27年度～平成28年度実績、平成29年度見込に基づき算出。

## 各年度の必要な見込量

【上段（単位：利用者数）・下段（単位：延べ利用時間）】

平成30年度	平成31年度	平成32年度
79人／年	84人／年	89人／年
5,925時間／年	6,300時間／年	6,675時間／年

## (10)

## 地域活動支援センター機能強化事業

## 【事業目的】

障がい者等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図る。

事業内容	利用者に創作的活動や日中活動の場の提供を行う基礎的事業を実施したうえで、次の類型によりサービスを提供 ・ 地域活動支援センターⅠ型（利用者おおむね 20名以上） ・ 地域活動支援センターⅡ型（利用者おおむね 15名以上） ・ 地域活動支援センターⅢ型（利用者おおむね 10名以上）
各年度における量の見込み	※ 平成30年度～平成32年度における量の見込みについて定める。 ○ 地域活動支援センターの基礎的事業、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型ごとの実施見込箇所数 ○ 地域活動支援センターの基礎的事業、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型ごとの利用見込者数
各年度における見込量の考え方	基本的には、障害福祉サービス事業所への移行を促進するが、移行及び福祉サービス事業所としての運営が困難な施設において見込量を設定する。

## 各年度の必要な見込量

(単位：箇所)

事業名	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センターの基礎的事業	1	1	1
地域活動支援センター機能強化事業	1	1	1
I型	0	0	0
II型	0	0	0
III型	1	1	1

【上段（単位：自市利用者数）・下段（単位：他市町利用者数）】

平成30年度	平成31年度	平成32年度
18人／年	18人／年	18人／年
2人／年	2人／年	2人／年

## 2 その他事業の実施に関すること

## (11) 訪問入浴サービス事業

## 【事業目的】

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

事業内容	身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行う入浴の介護
各年度における見込量の考え方	平成27年度～平成28年度実績、平成29年度見込に基づき算出

各年度の必要な見込量 (単位：回数)

平成30年度	平成31年度	平成32年度
384回／年	384回／年	384回／年

## (12) 日中一時支援事業

## 【事業目的】

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

事業内容	日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等の実施
各年度における見込量の考え方	平成27年度～平成28年度実績、平成29年度見込に基づき算出。

各年度の必要な見込量

【上段（単位：利用者数）・下段（単位：総利用回数）】

平成30年度	平成31年度	平成32年度
79人／年	84人／年	89人／年
3,700回／年	3,900回／年	4,100回／年

(13) 社会参加促進事業

【事業目的】

スポーツ・レクリエーション教室等の開催、点字・声の広報等発行、要約筆記の養成研修を実施するとともに、障がい者のより一層の社会参加を促進する。

事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業の実施</li><li>○ 芸術・文化講座開催等事業の実施</li><li>○ 点字・声の広報等発行事業の実施</li><li>○ 奉仕員（要約筆記）養成研修事業の実施</li><li>○ 自動車運転免許取得費・改造費助成事業の実施</li></ul>
------	--

(14) 更生訓練費給付事業

【事業目的】

施設に入所・通所して就労移行支援事業や自立訓練事業を受けている人に、社会復帰の促進を図る支援を行う。

事業内容	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用する者に対する更生訓練費の支給
------	------------------------------------

(15) 生活訓練等事業

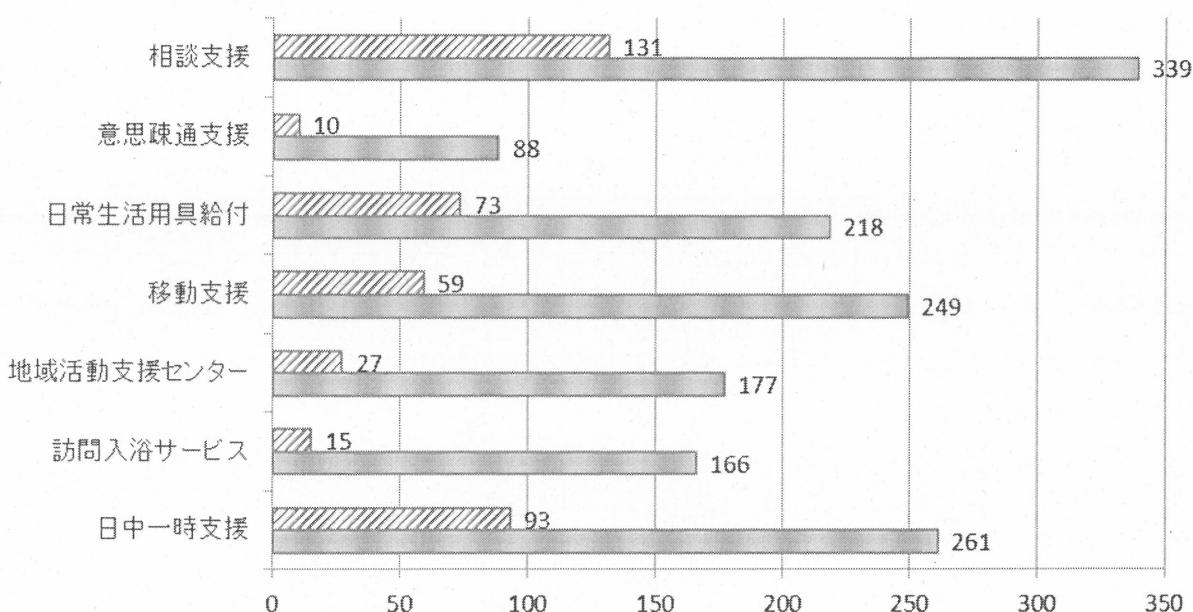
【事業目的】

日常生活上必要な訓練・指導をはじめ、相談活動支援を行い、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進する。

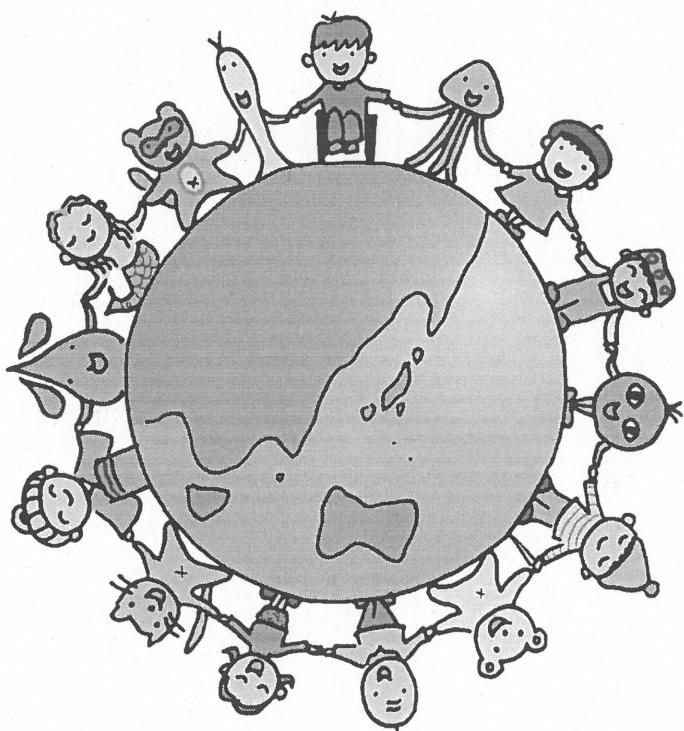
事業内容	就労している障がい者等の地域生活に関する相談に応じ、助言を与えるなどの支援 <ul style="list-style-type: none"><li>• 相談活動</li><li>• 日常生活支援</li><li>• 連絡調整</li></ul>
------	--

## 地域生活支援事業

□現在、その他サービスを利用している ■今後、その他サービス利用したい



(計画にかかる生活実態・意向調査結果報告書より一部抜粋)



第 5 章

資 料 編

## 第4期障害福祉計画の障害福祉サービス等及び障害児通所支援等のサービス量の実績

※平成29年度は見込み数値

### 1 訪問系サービス

(現状と見込み) 訪問系サービスの利用実績は年々増加していることから、自立支援協議会と連携を図り、サービス提供体制の確保に努める。

#### (1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援(本編P11)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	時間／月	利用者数	時間／月	利用者数	時間／月	利用者数
計画	1,384	100	1,452	105	1,520	110
実績	1,309	97	1,401	103	1,589	107

### 2 日中活動系サービス

(現状と見込み) 日中活動系サービスの利用実績は年々増加しており、特に就労継続支援B型については、事業所数の増加により利用者数は大幅に増加している。

#### (1) 生活介護 (本編P13)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	日／月	利用者数	日／月	利用者数	日／月	利用者数
計画	3,474	180	3,513	182	3,552	184
実績	3,542	184	3,608	187	3,607	185

#### (2) 自立訓練(機能訓練) (本編P14)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	日／月	利用者数	日／月	利用者数	日／月	利用者数
計画	66	5	80	6	93	7
実績	26	2	26	2	47	3

#### (3) 自立訓練(生活訓練) (本編P15)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	日／月	利用者数	日／月	利用者数	日／月	利用者数
計画	127	10	140	11	153	12
実績	115	9	71	5	73	5

#### (4) 就労移行支援 (本編P16)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	日／月	利用者数	日／月	利用者数	日／月	利用者数
計画	203	11	221	12	240	13
実績	185	11	110	8	202	14

(5) 就労継続支援（A型） (本編P17)

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	日／月	利用者数	日／月	利用者数	日／月	利用者数
計画	618	30	639	31	660	32
実績	779	39	869	44	1,005	51

(6) 就労継続支援（B型） (本編P18)

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	日／月	利用者数	日／月	利用者数	日／月	利用者数
計画	2,071	124	2,138	128	2,205	132
実績	1,982	122	2,314	144	2,575	154

(7) 療養介護 (本編P20)

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
計画	19		20		21	
実績	17		18		18	

(8) 短期入所（福祉型・医療型） (本編P21)

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	日／月	利用者数	日／月	利用者数	日／月	利用者数
計画	170	24	183	26	197	28
実績	199	30	238	41	298	51

### 3 居住系サービス

（現状と見込み）居住系サービスの利用実績は年々増加しており、地域生活への移行に向けた施設整備の支援を継続して行う。

(1) 共同生活援助 (本編P23)

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月
計画	50		54		58	
実績	42		44		47	

(2) 施設入所支援 (本編P24)

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月
計画	82		80		78	
実績	85		88		91	

#### 4 相談支援

(現状と見込み) 相談支援については、障害福祉サービス支給決定者数の増加に伴い利用実績は増加している。

##### (1) 計画相談支援 (本編P26)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	人／月	人／月	人／月
計画	136	172	208
実績	107	112	116

##### (2) 地域移行支援 (本編P26)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	人／月	人／月	人／月
計画	2	3	4
実績	1	1	1

##### (3) 地域定着支援 (本編P26)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	人／月	人／月	人／月
計画	2	3	4
実績	0	0	0



## 5 障害児通所支援等

(現状と見込み) 障害児通所支援の利用実績は年々大幅に増加しており、特に児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、一人当たりの利用日数の増加や事業所数の増加により見込量を大幅に上回っている。

### (1) 児童発達支援 (本編P28)

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	日／月	利用者数	日／月	利用者数	日／月	利用者数
計画	120	12	140	14	160	16
実績	131	19	231	43	265	49

### (2) 医療型児童発達支援 (本編P29)

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	日／月	利用者数	日／月	利用者数	日／月	利用者数
計画	10	2	10	2	10	2
実績	8	1	6	1	9	1

### (3) 放課後等デイサービス (本編P30)

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	日／月	利用者数	日／月	利用者数	日／月	利用者数
計画	240	30	280	35	320	40
実績	303	36	520	67	838	91

### (4) 保育所等訪問支援 (本編P31)

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	日／月	利用者数	日／月	利用者数	日／月	利用者数
計画	0	0	0	0	5	5
実績	0	0	3	3	3	3

### (5) 障害児相談支援 (本編P33)

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	人／月		人／月		人／月	
計画	14		18		23	
実績	22		34		40	

第5期障害福祉計画及び  
第1期障害児福祉計画にかかる

---

平成29年10月

---

生活実態・意向調査  
結果報告書

三木市

## 第1章 調査の概要

### 1. 調査の目的

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、障害福祉サービス、障害児通所支援や難病患者で福祉サービスを利用している者の生活実態・意向調査を行い、第5期三木市障害者福祉計画・第1期障害児福祉計画策定の基礎資料とする。

### 2. 調査方法と回収率

#### 1. 対象調査

○調査対象者 : 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ三木市在住の人と、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用されている三木市在住の人(ただし、65歳以上は、無作為に抽出)

○調査標本数 : 3000人

○回収数 : 1571人 回収率52.4% (前回49.8%・前々回49.8%)

○調査方法 : 調査票による、自己記入方式(郵送にて配布)

○調査期間 : 平成29年9月

#### 2. 留意事項

○回答の結果は、円グラフは上段が回答内容、中段単位は回答数、下段が割合を「%」で表示し小数点以下第1位を四捨五入している。  
棒グラフは、有効標本数(2つ以上の複数回答設問)の人数で表している。

# 生活実態・意向調査項目

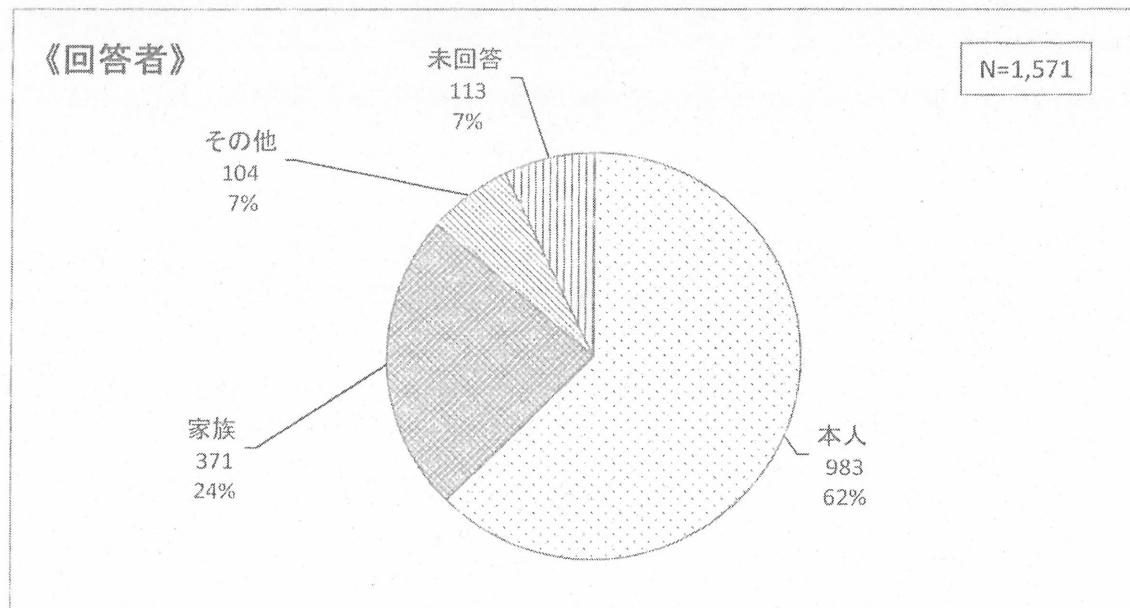
## 目次

1.	あなたのことについて	53
2.	あなたの生活について	55
3.	将来のことについて	61
4.	福祉サービスの利用について	63
5.	障害児通所支援の利用について	68
6.	成年後見人制度について	69
7.	障がい者に対する差別や偏見について	71
8.	障害者虐待防止法について	73
9.	災害発生時の対応について	74
10.	障がい者施策に対するご意見について	75

## 1. あなたのことについて

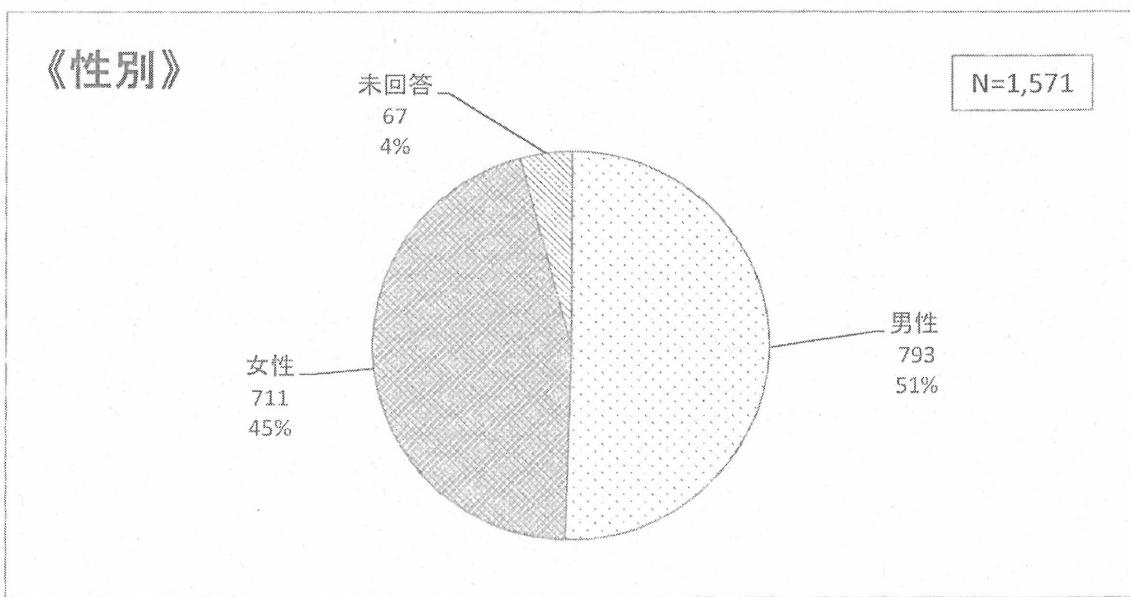
### (1)回答者

回答者を尋ねたところ、「本人」が62%、「家族」が24%となっている。



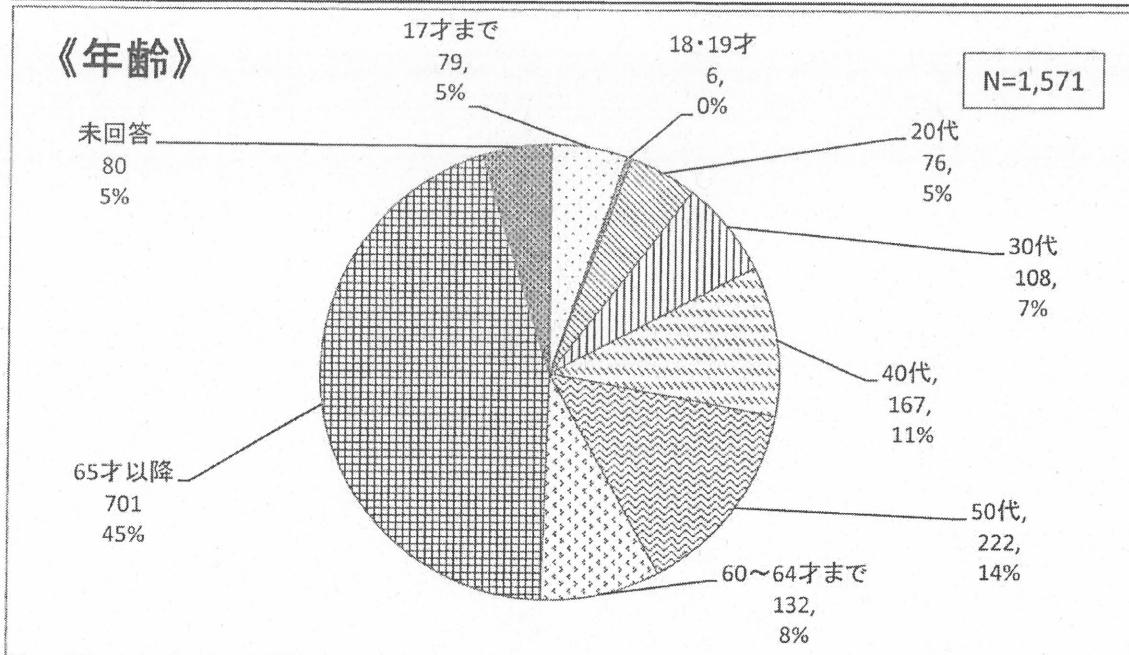
### (2)性別

性別を尋ねたところ、「男」が51%、「女」が45%となっている。



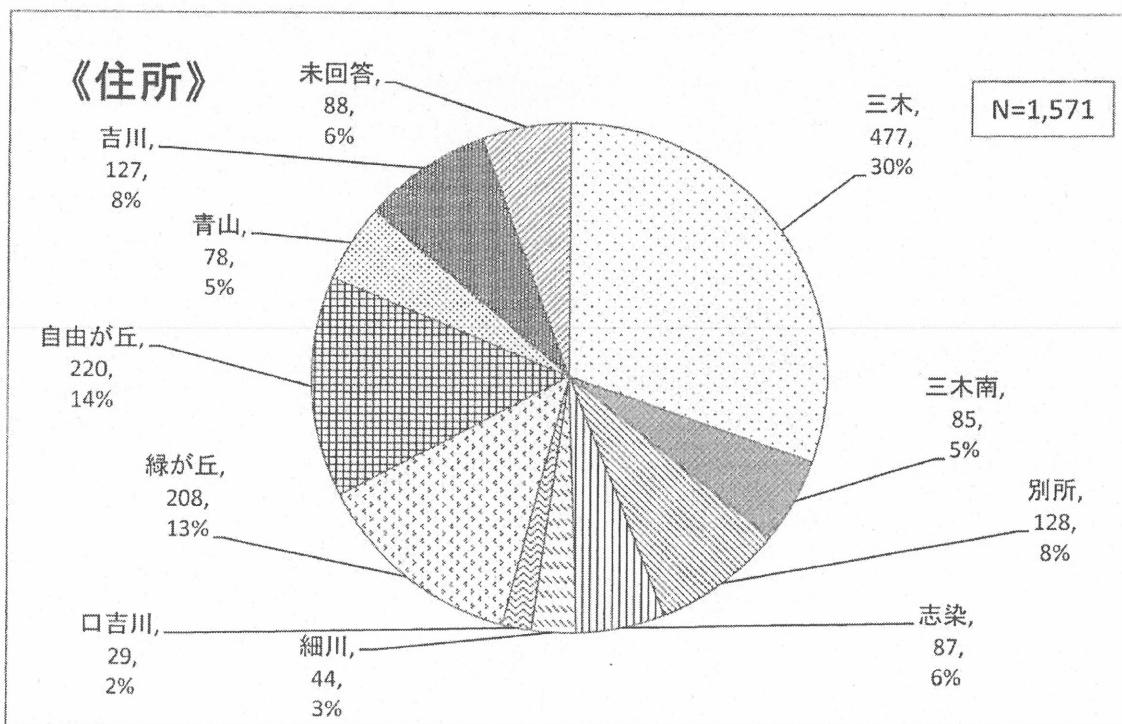
### (3)年齢

年齢を尋ねたところ、65歳以上が大多数を占めており高齢者層の占める割合が大きくなっている。

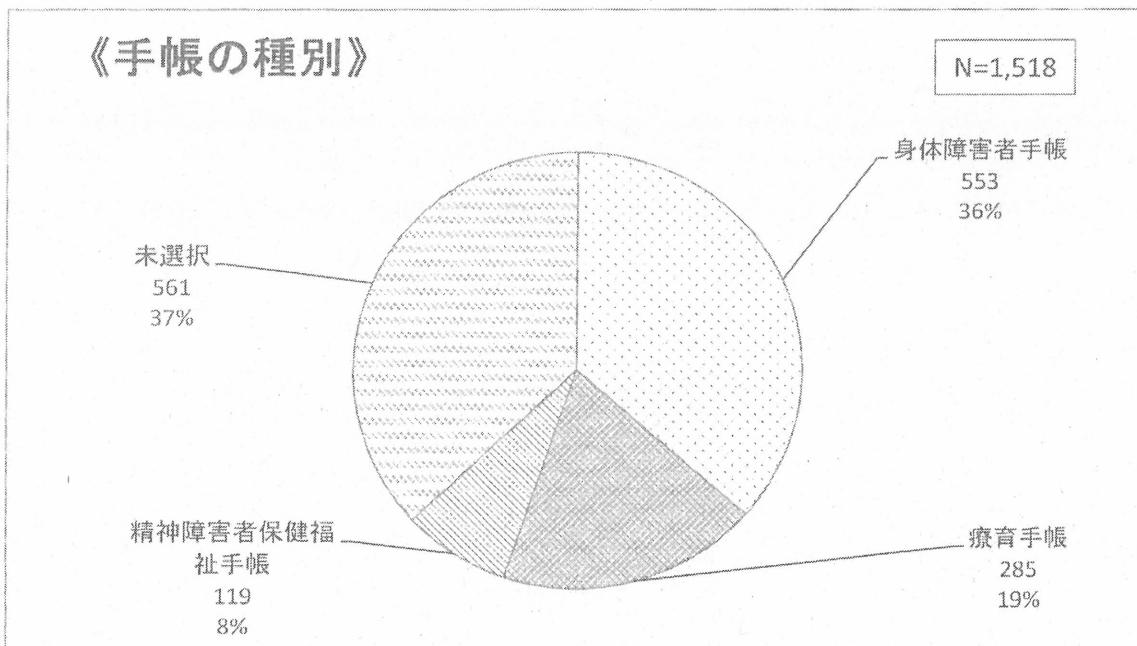


### (4)住所

三木地区が多く次いで自由が丘、緑が丘地区となっている。



(5) 障害手帳

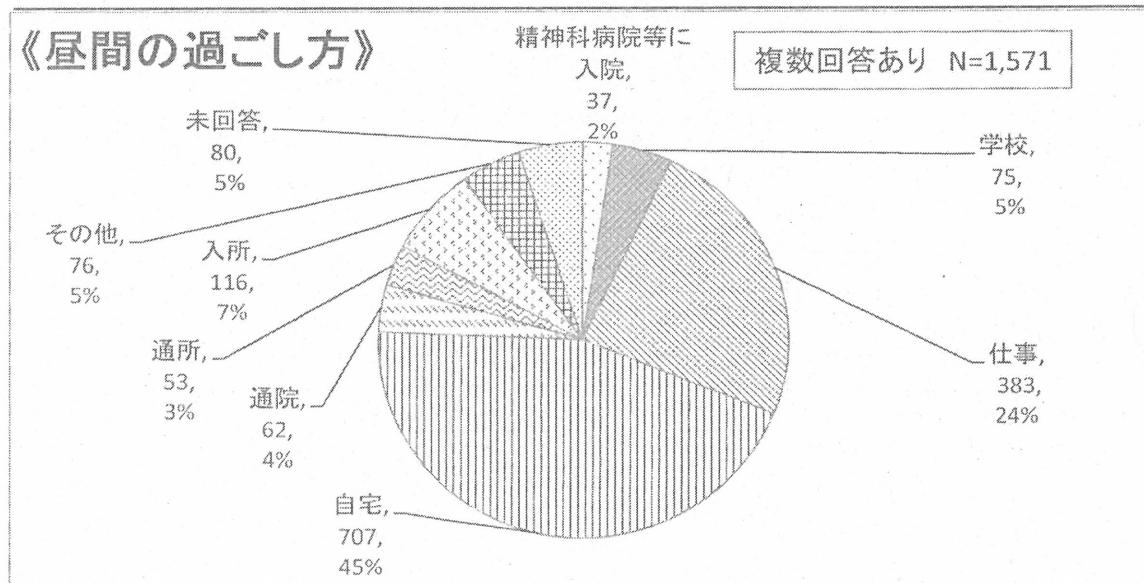


## 2. あなたの生活について

(1) 昼間、主にどのように過ごしているか

昼間の過ごし方については一番多かったのが「自宅で過ごす」が45%、

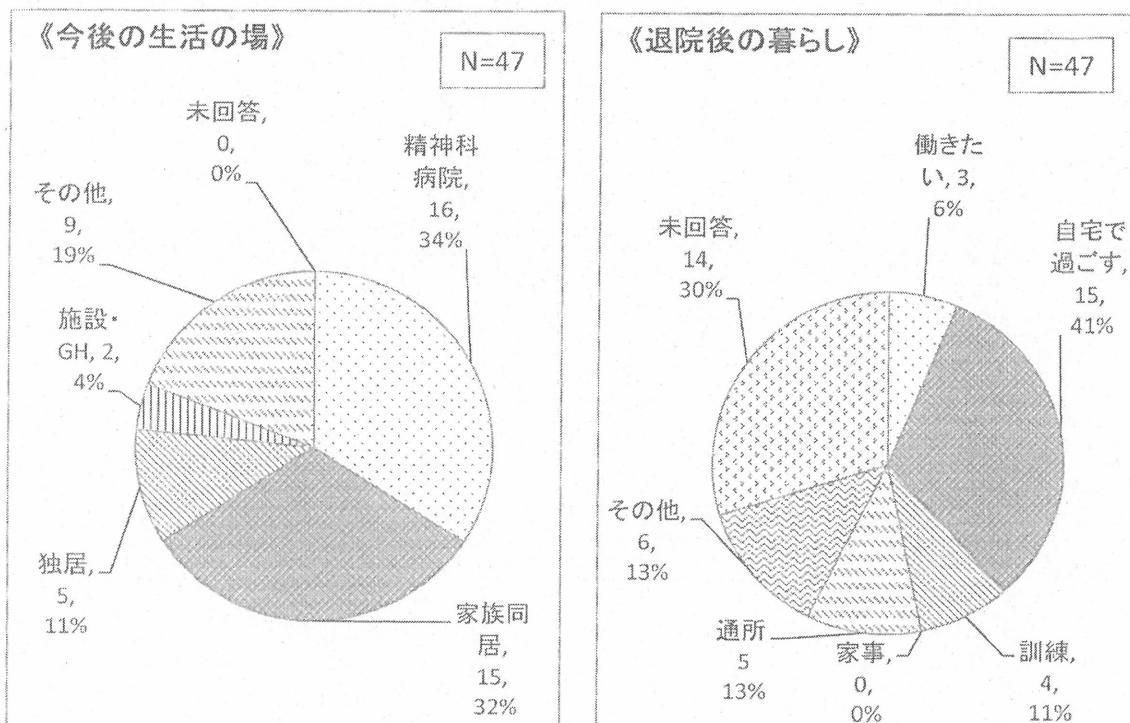
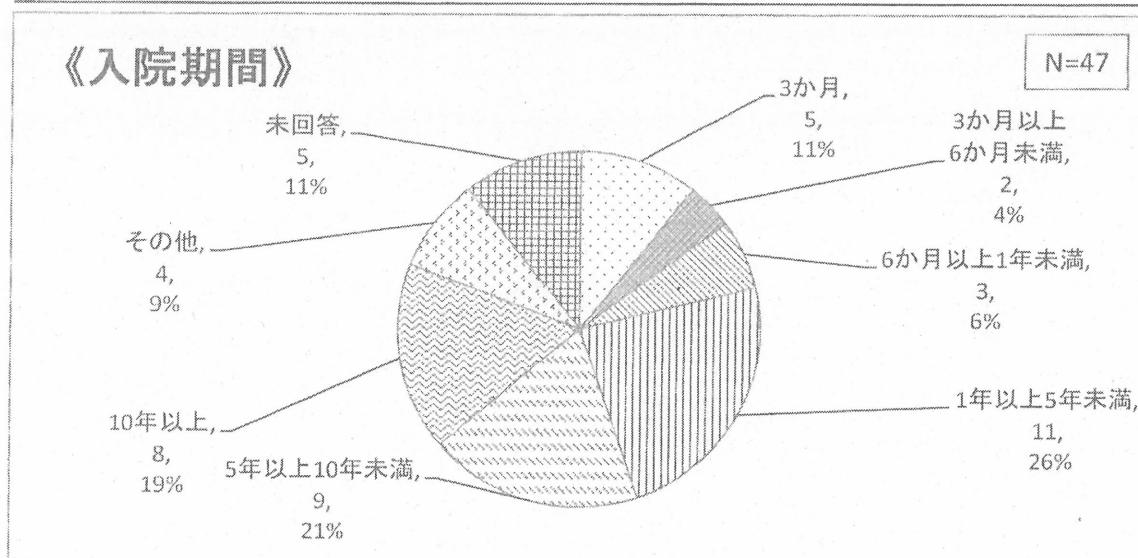
「会社もしくは作業所で仕事をしている」が24%の回答をしているがある。



## (2) 医療機関への入院状況

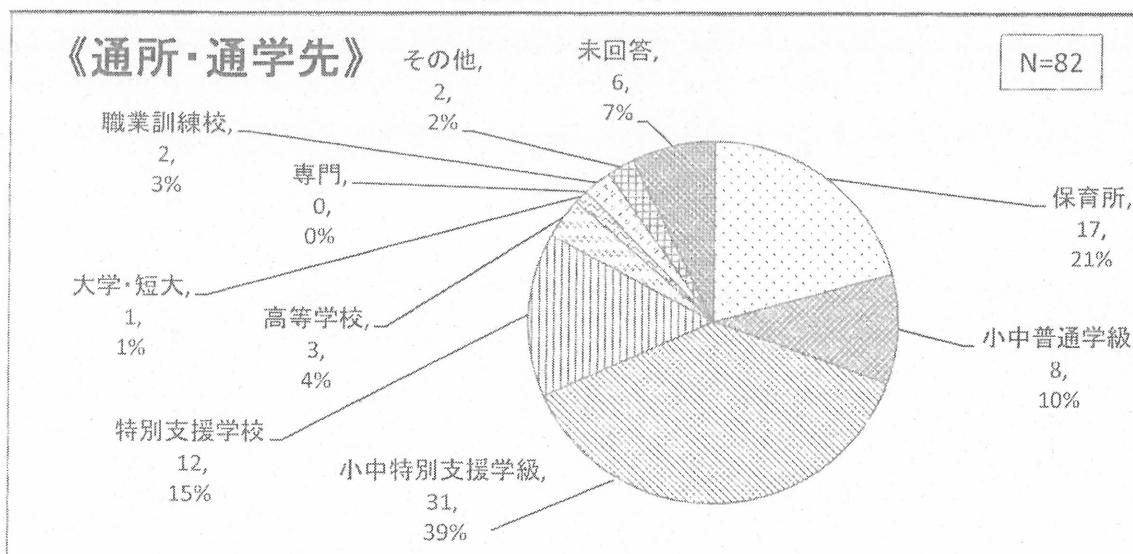
現在精神科に入院している方のうち、入院期間が「1年以上5年未満」が26%、

次いで「5年以上10年未満」が21%の回答となっている。



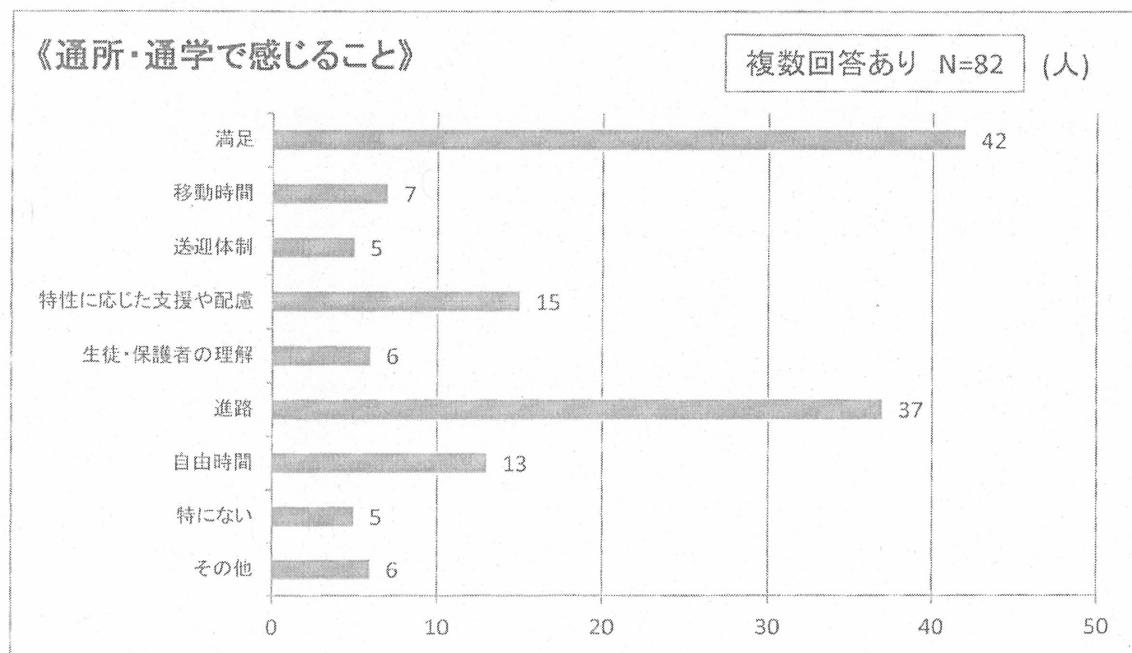
### (3)保育所・学校・職業訓練校

日中保育所や学校等に通っていると答えた人のうち「特別支援学校」が15%、「小中学校の特別支援学級」が39%の回答となっている。



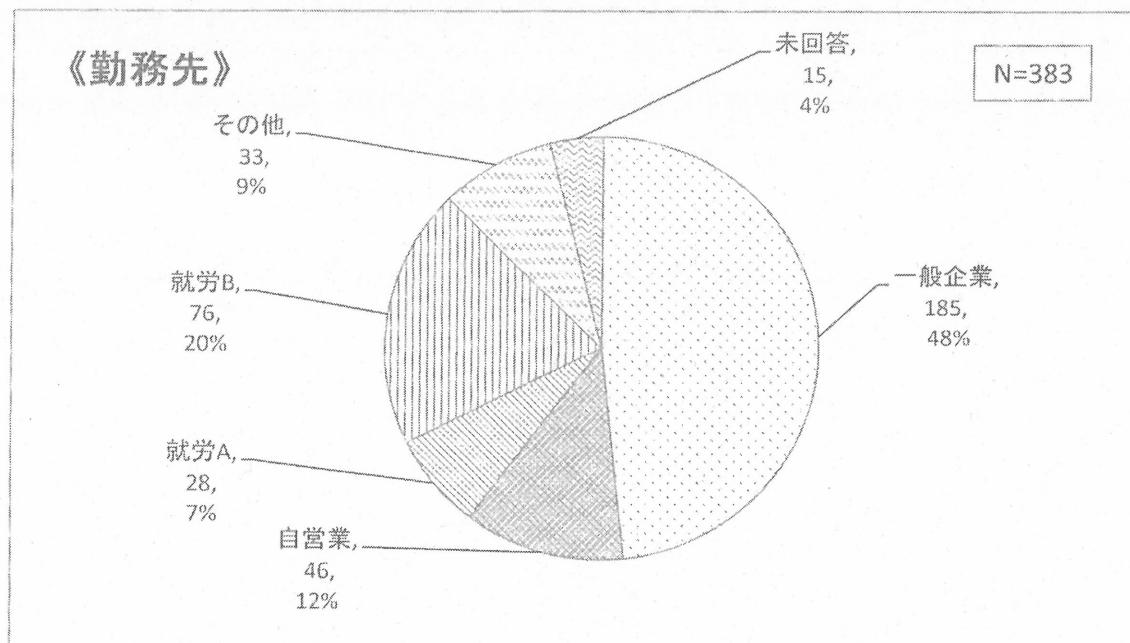
### (4)通所・通学で感じること

屋間の過ごし方で保育所や学校に通っている方のうち、42人が「満足している」で、次いで37人が「進路への不安」をあげている。



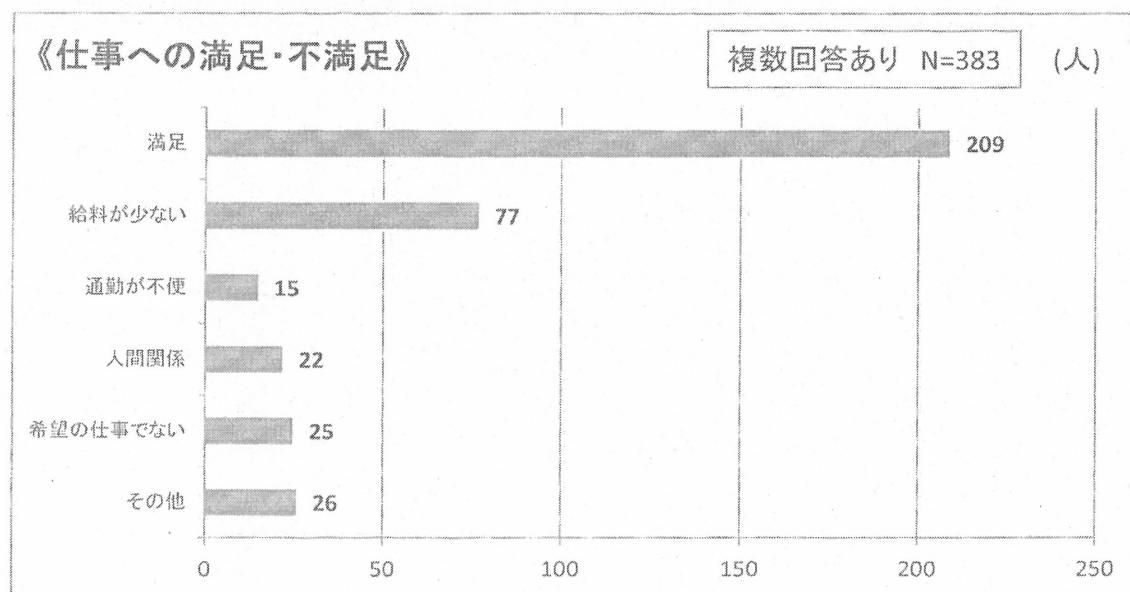
### (5) 勤務先について

日中仕事をしている人のうち約60%が一般企業もしくは自営で仕事をしており、約27%が福祉サービス事業所と回答している。



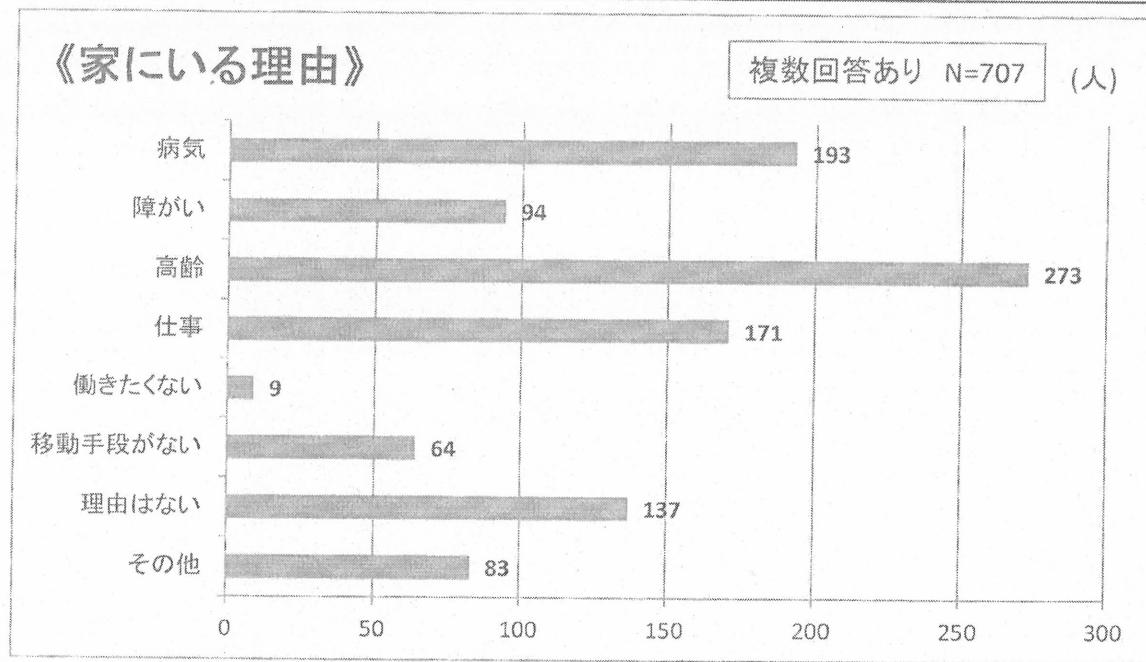
### (6) 仕事への満足・不満

仕事についている人のうち「満足している」が209人回答しており、仕事をしている人のうち約54%を占めている。



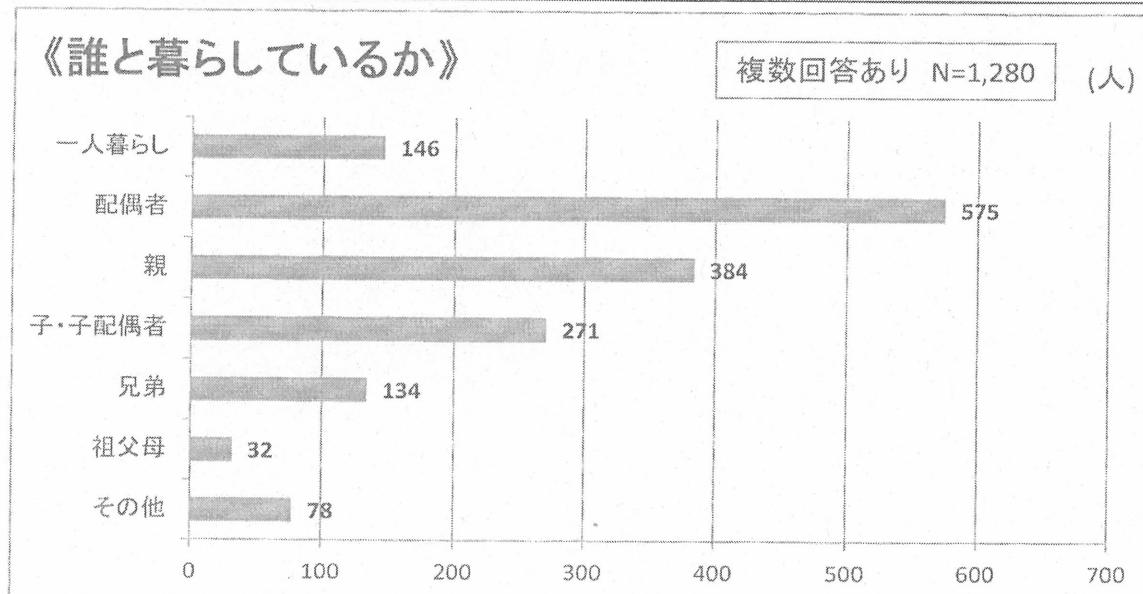
### (7)自宅へ居る理由

「日中家にいる」と回答された方のうちその理由としては273人が「高齢のため」、193人が「病気のため」となっている。



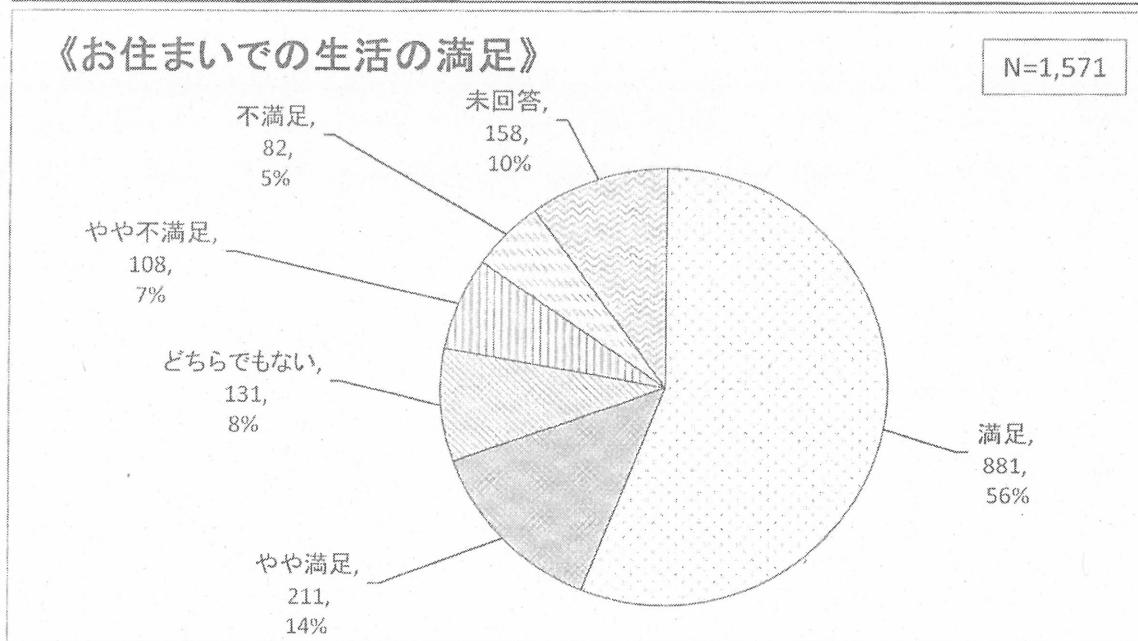
### (8)お住まいについて

146人が独居との回答である。



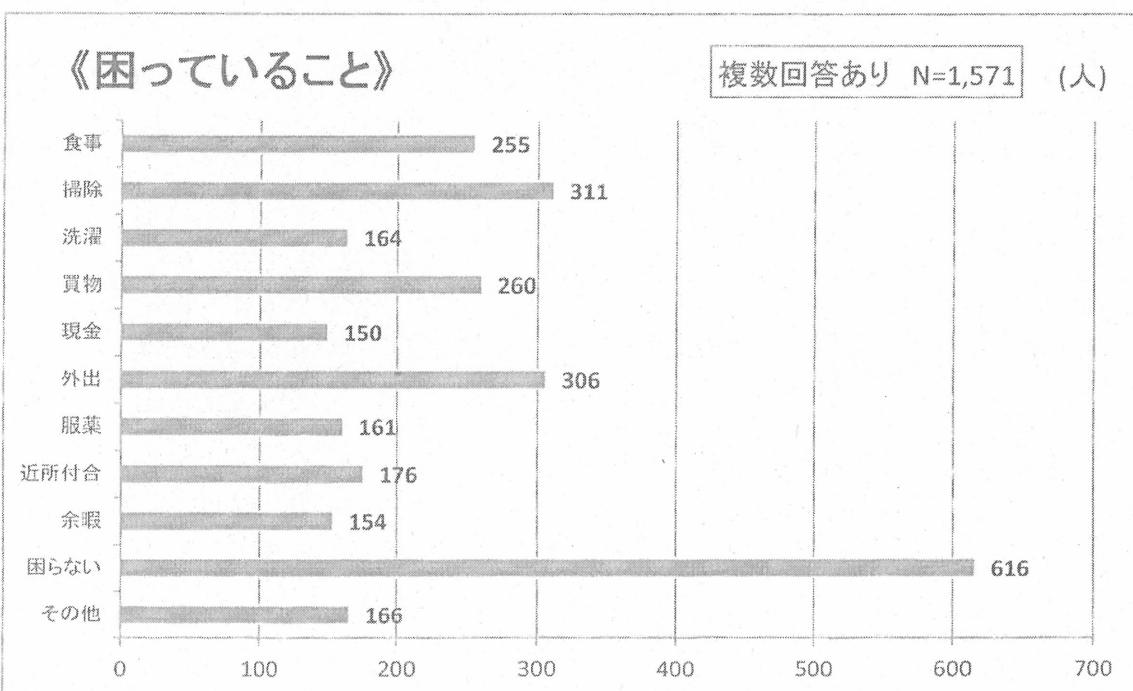
### (9)お住まいでの生活感について

56%の人が「満足している」でしたが、約12%の人が「やや不満満足・不満足」との回答をしている。



### (10)生活していくうえで困っていること

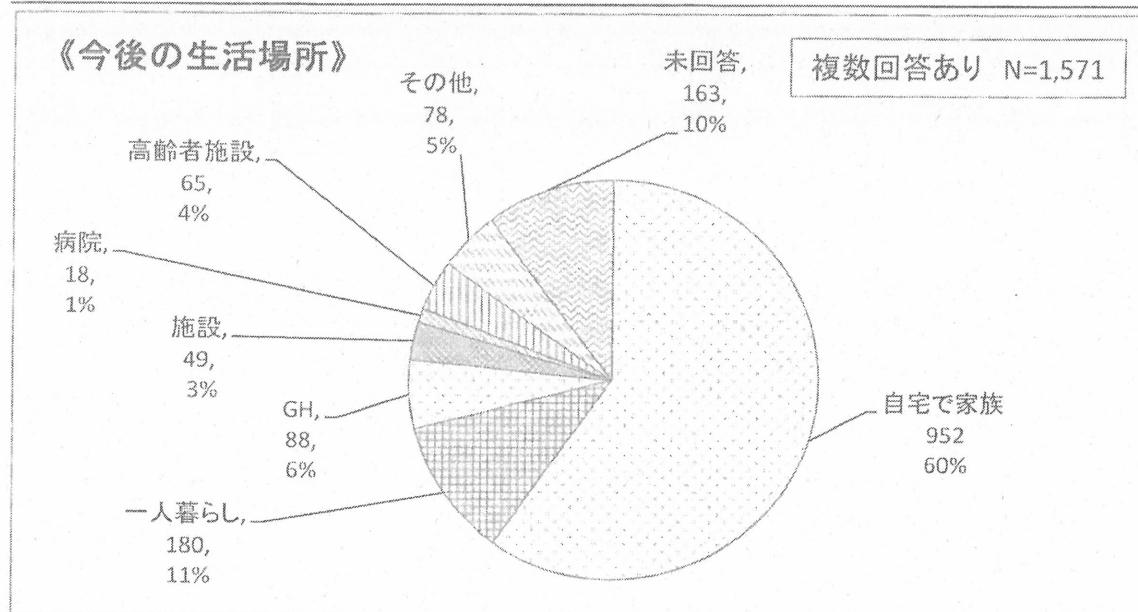
生活していくうえでの困りごとについて回答が多いものとして、普段の生活である「掃除」や「外出」「買物」「食事」で困っておられ、「掃除」19.8%「外出」19.5%の人が回答している



### 3.将来のことについて

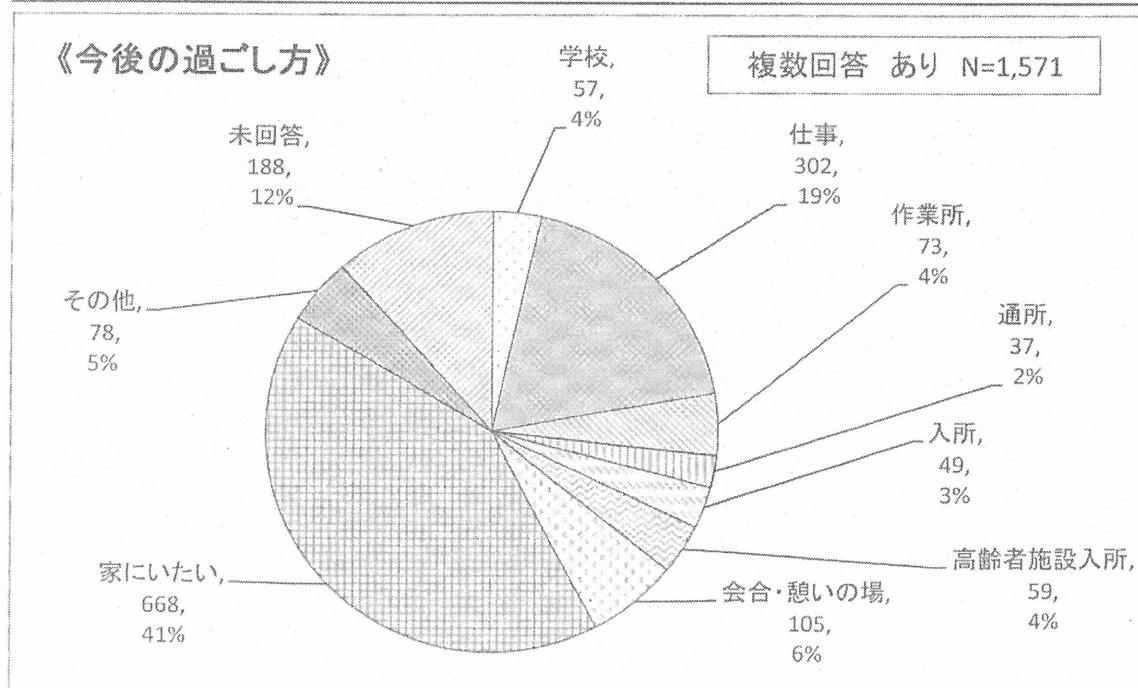
(1)今後、どのような生活の場所で暮らしたいですか

60%の人が自宅で家族と暮らすことを望んでいるとの回答している。



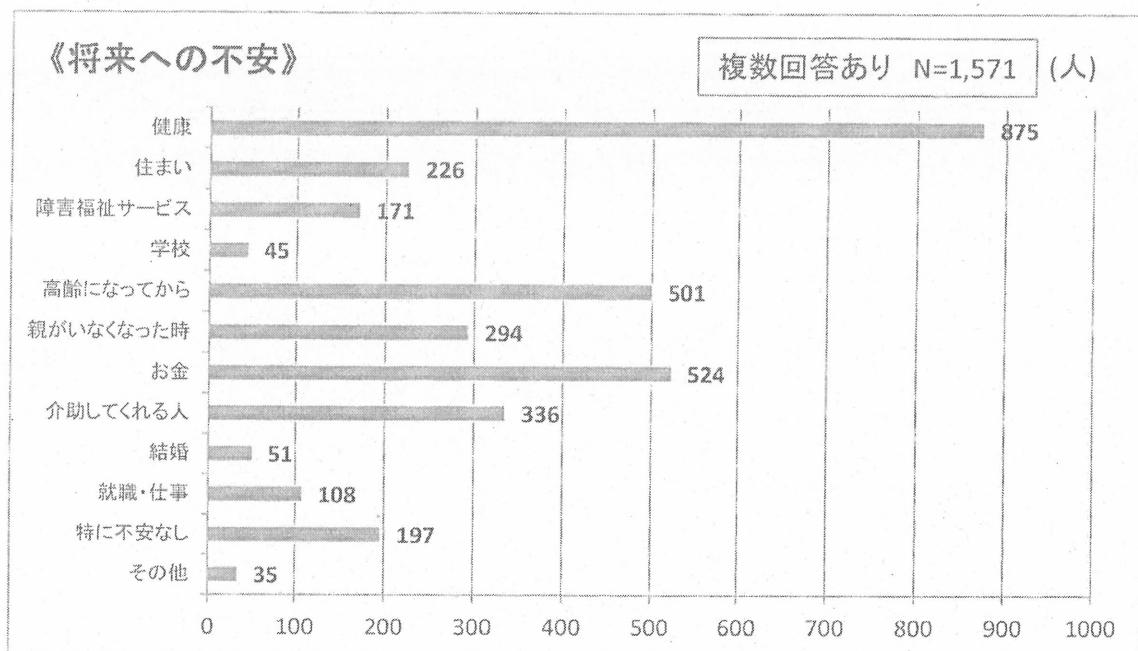
(2)今後、どのように過ごしたいですか

41%の人が家にいたい、次いで19%の人が仕事をして過ごしたいとの回答している。



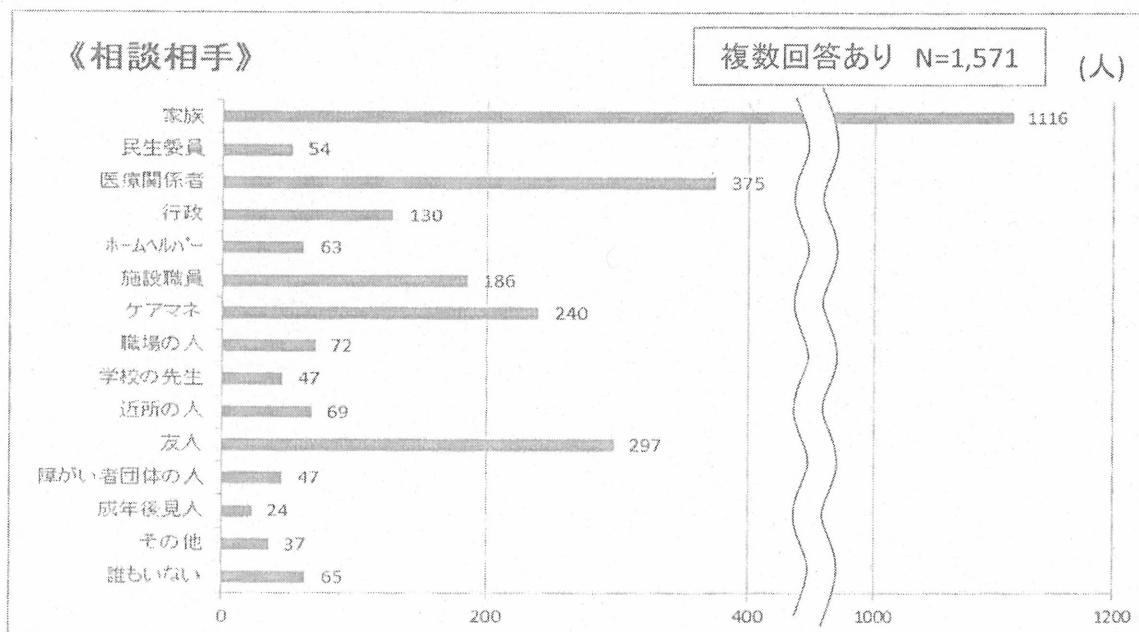
### (3) 将来の生活に対する不安

875人が「健康について」、次いで524人が「お金」となっている。



### (4) 誰に相談しますか

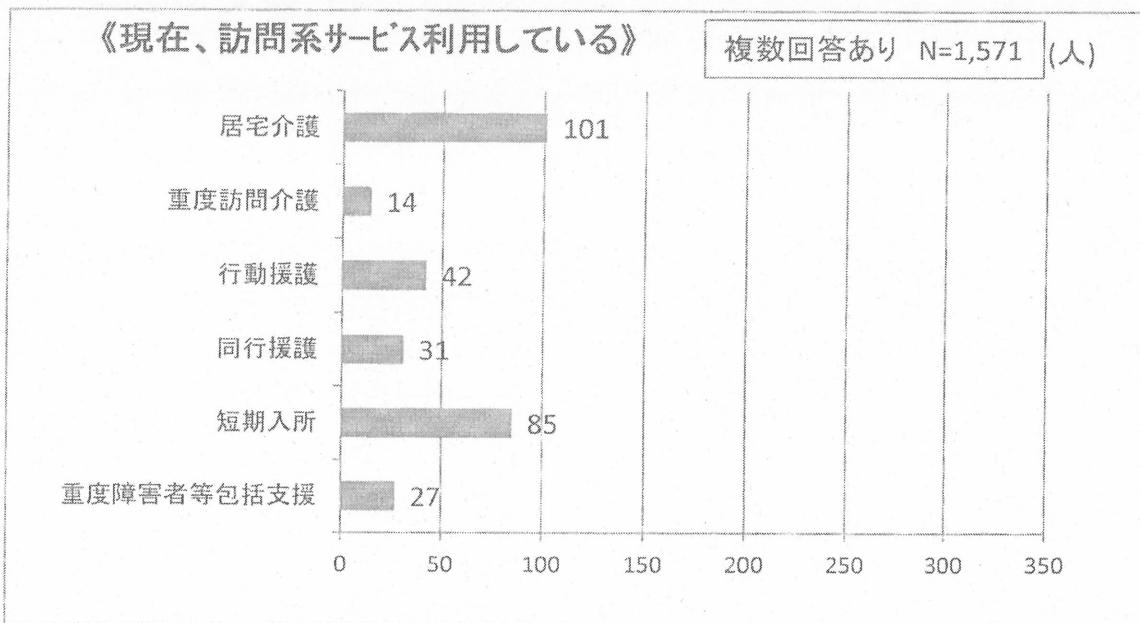
相談相手は「家族や親せき」が多く、次に「医療関係者」「友人」となっており、医療にかかっている人が多いと推測できる。



## 4.福祉サービスの利用について

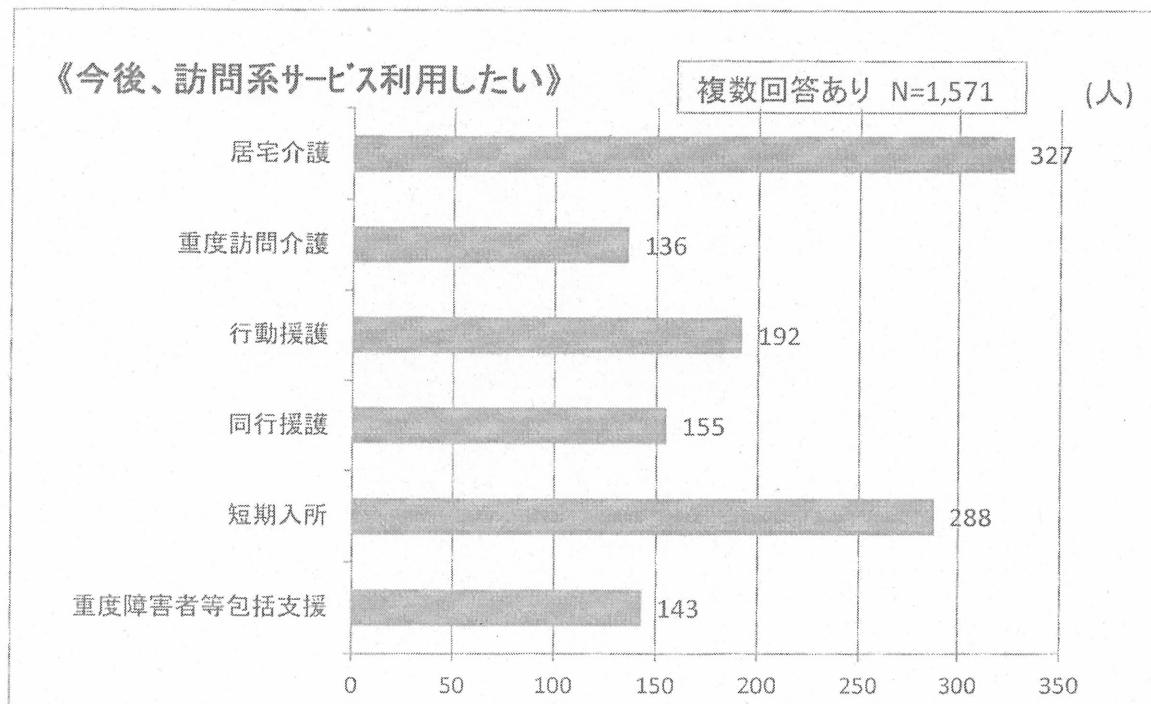
### (1)-1 訪問系サービスについて

居宅介護が101人、短期入所が85人利用されているとの回答がある。

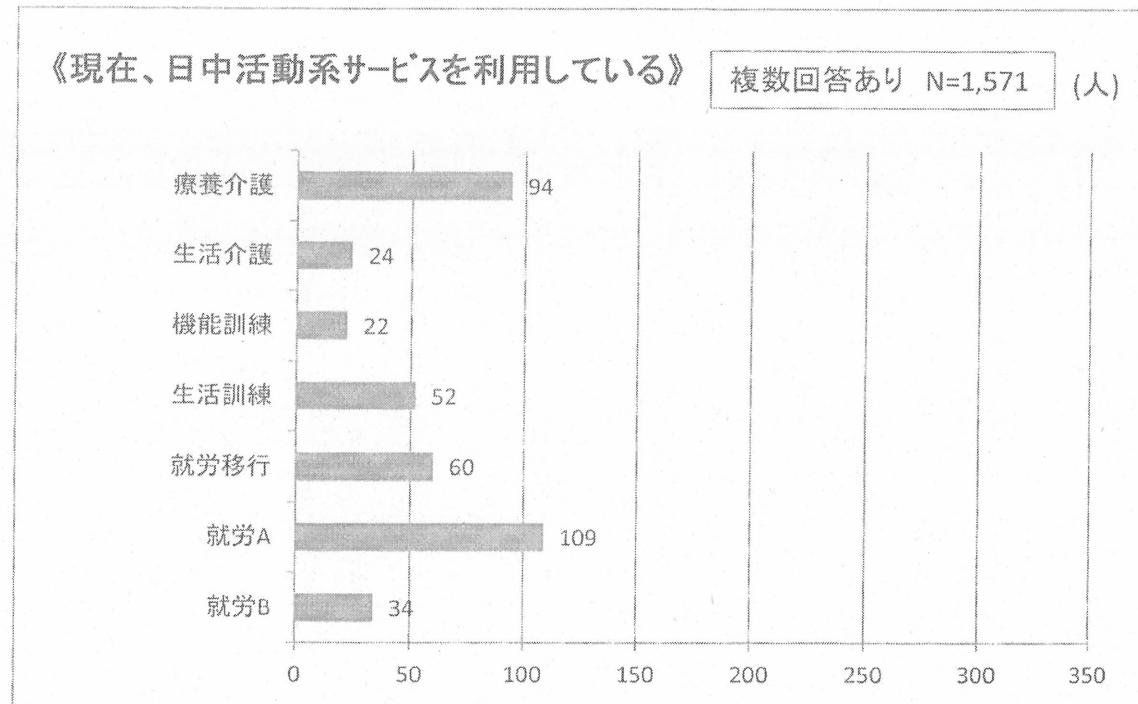


### (1)-2 訪問系サービスについて

どの項目も現在利用されている人数の3倍以上の人人が今後利用したいとの回答している。

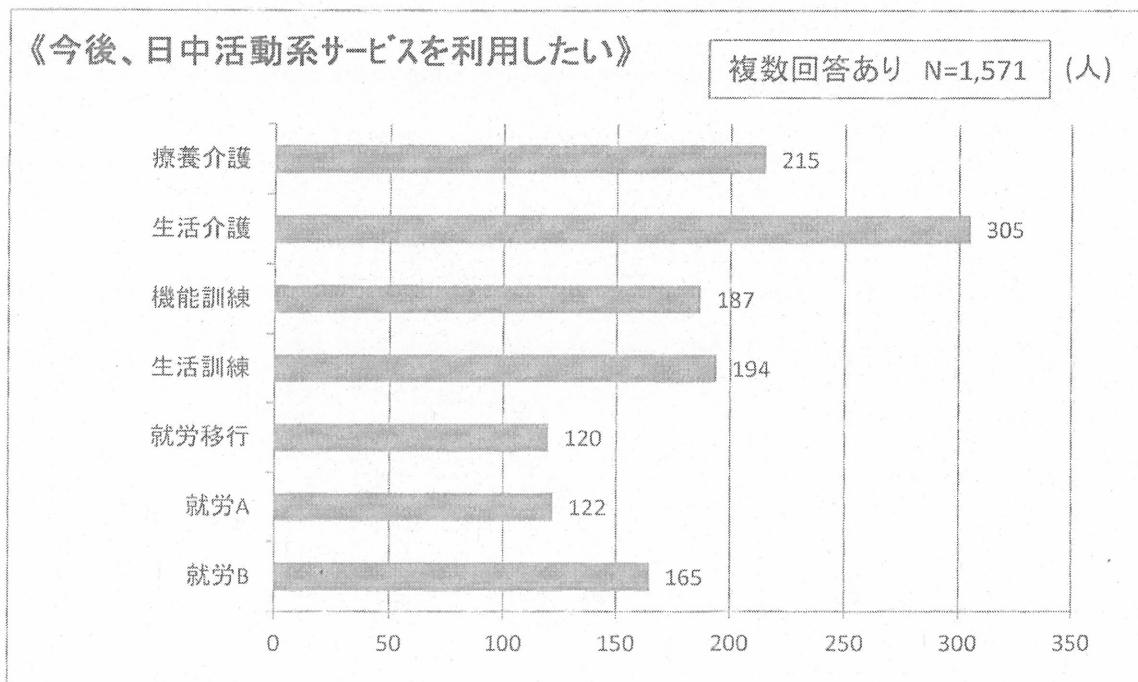


(2)-1 日中活動サービス



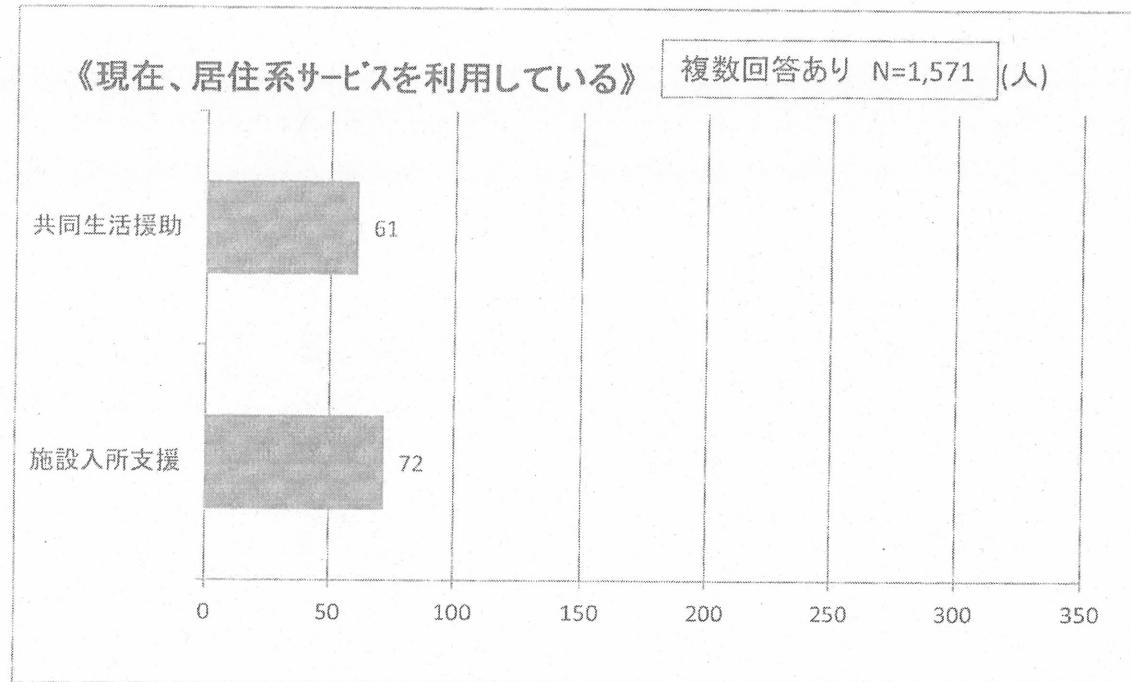
(2)-2 日中活動サービス

どの項目も現在利用されている人数の2倍以上の人人が今後利用したいとの回答している。



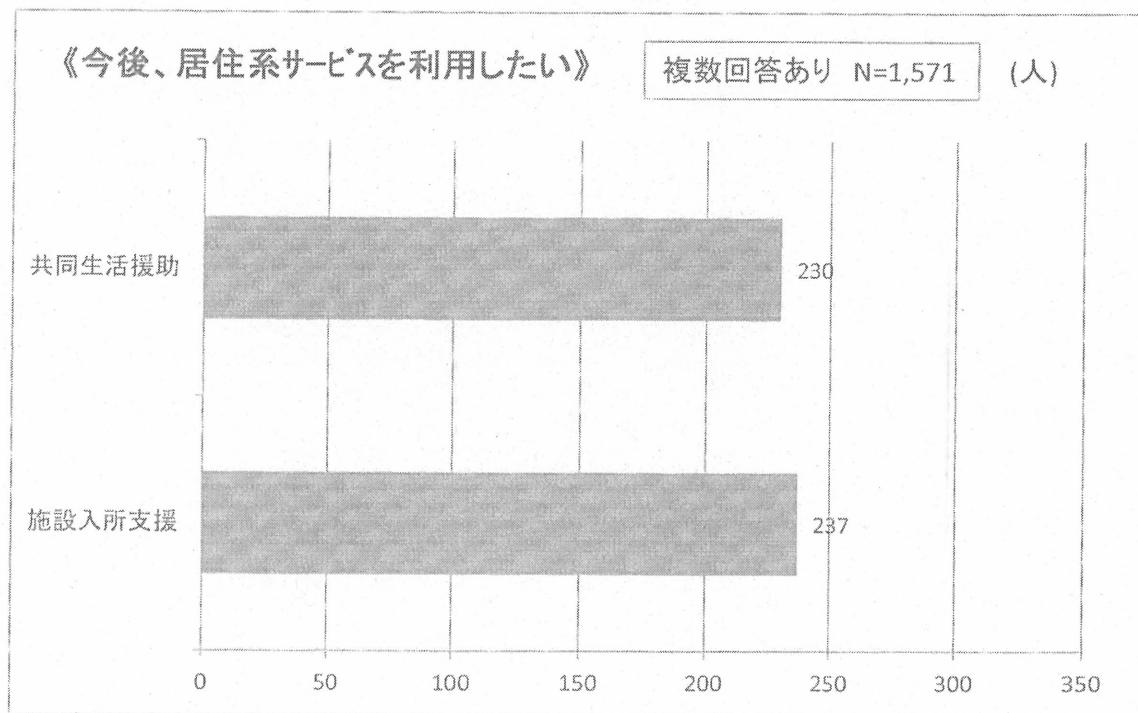
### (3)-1 居住系サービス

共同生活援助(グループホーム)と施設入所がほぼ同数の人が利用している。



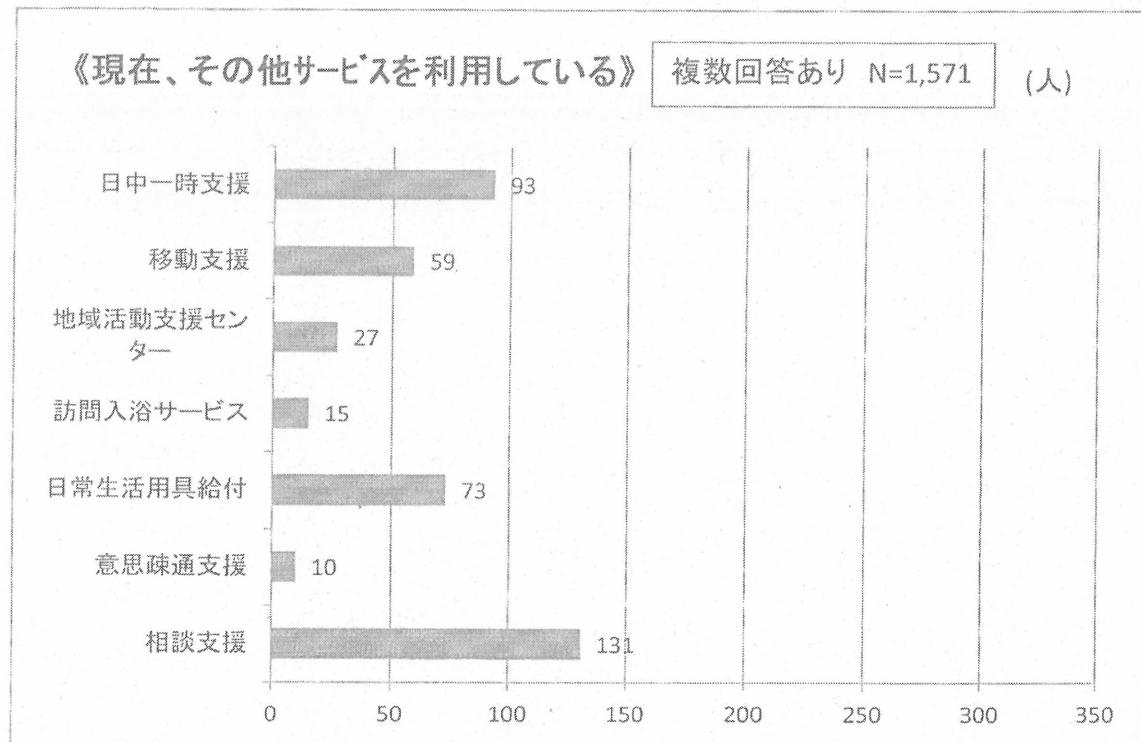
### (3)-2 居住系サービス

どの項目も現在利用されている人数の3倍以上の人人が今後利用したいとの回答している。



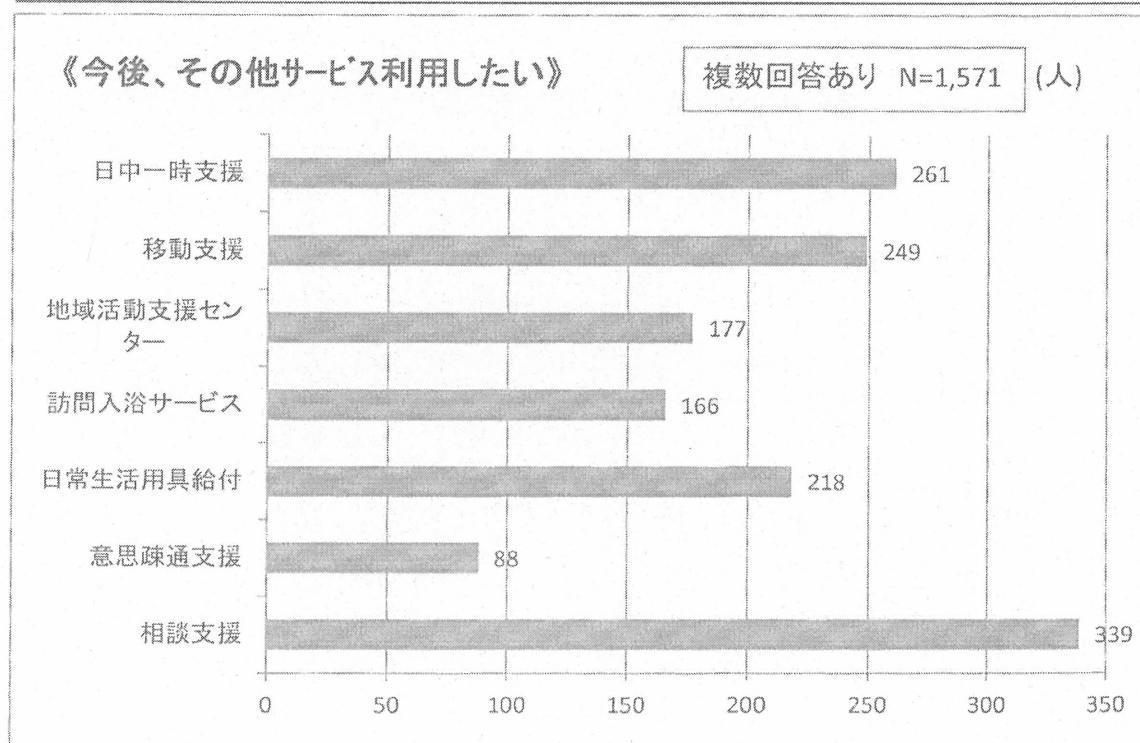
#### (4)-1 その他のサービス

障がい種別によって利用されるサービスに違いがあるが、相談支援についてはおよそ1割の人が利用している。



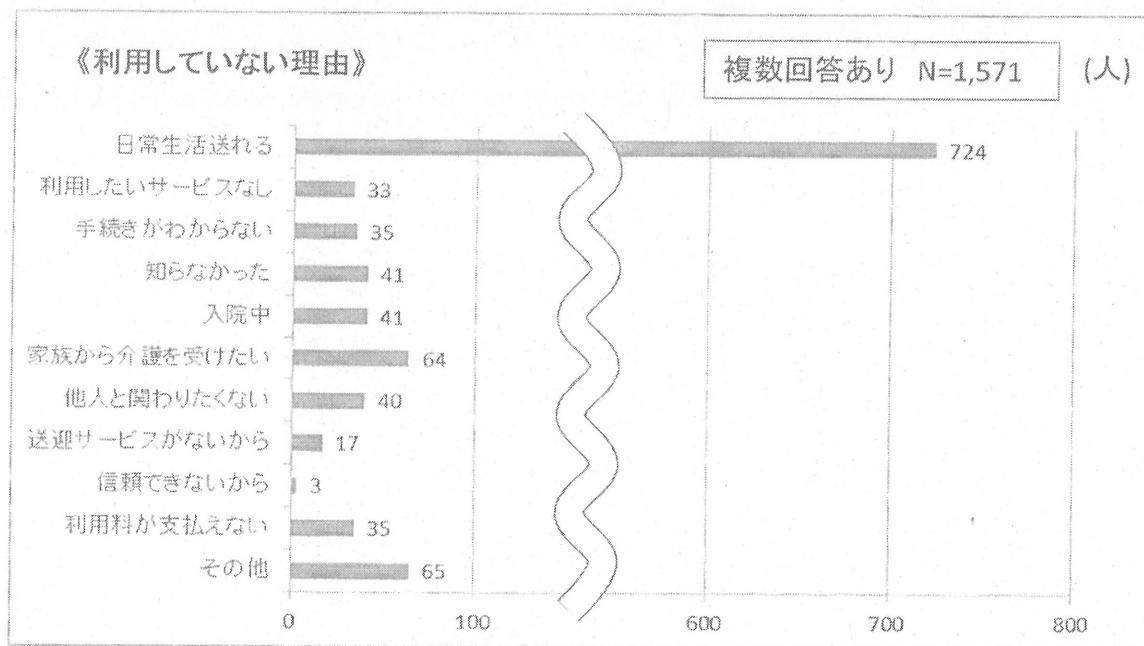
#### (4)-2 その他のサービス

今後利用したいサービスでも相談支援を約21.6%の人回答している。



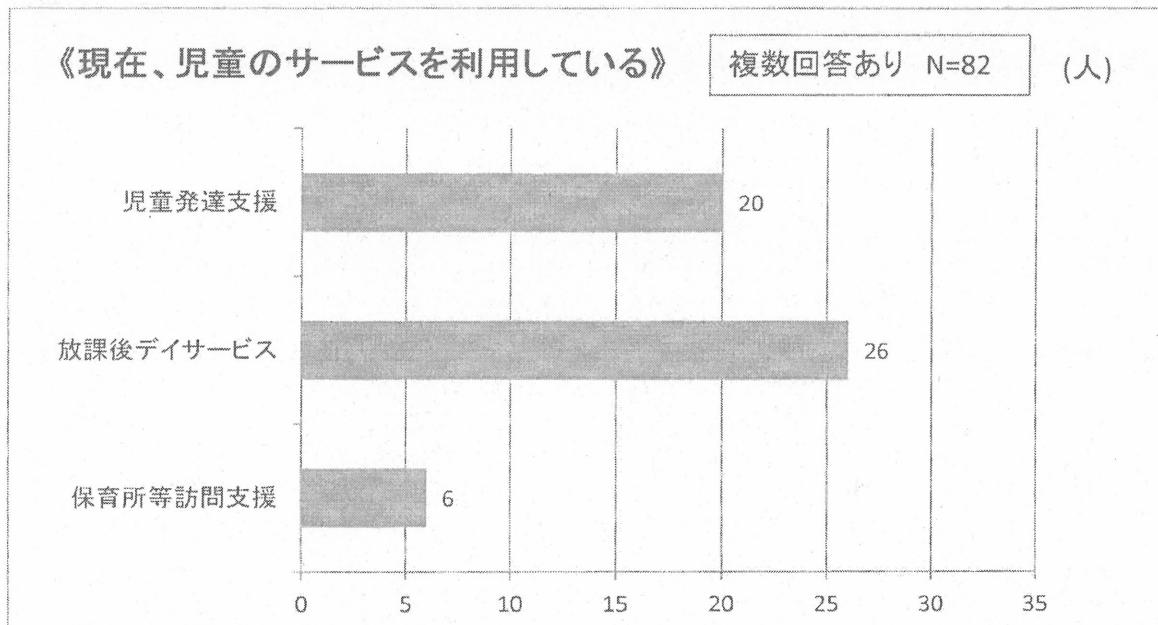
(5)利用していない理由は、

利用していない理由として「家族からの介護を受けたい」という家族介護の現状や「手続きがわからない」「知らなかった」など利用者等へ必要な情報が伝わっていない事がわかる。

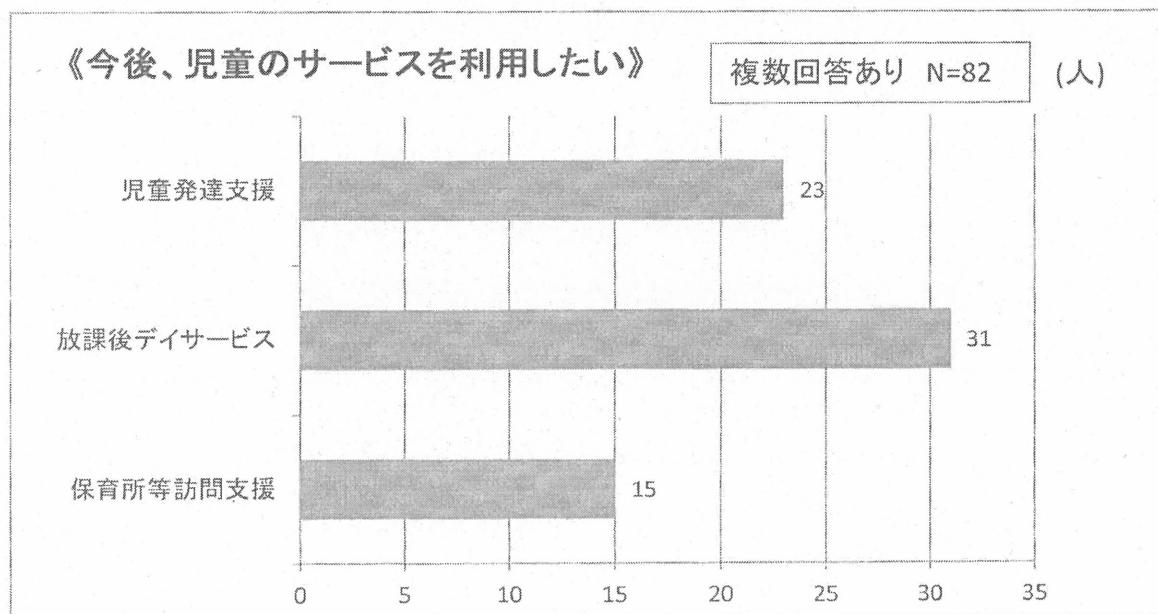


## 5.障害児通所支援の利用について

### (1)-1 障害児通所支援

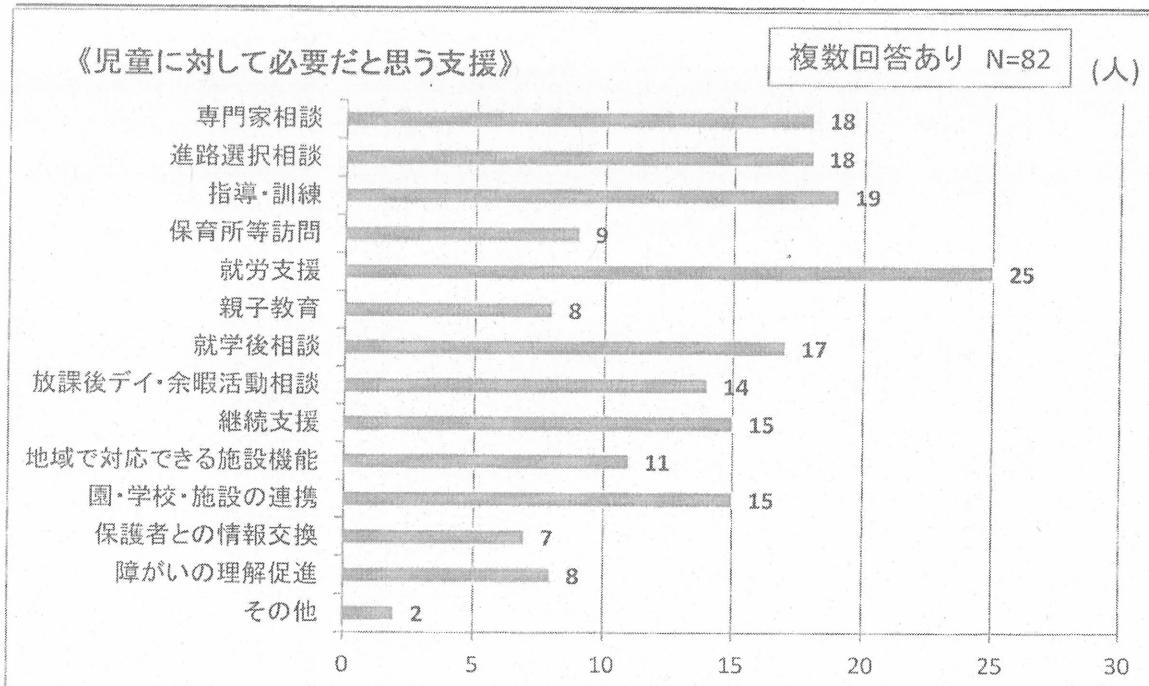


### (1)-2 障害児通所支援



## (2) 障がいや発達支援が必要な児童に、特に必要だと思う支援

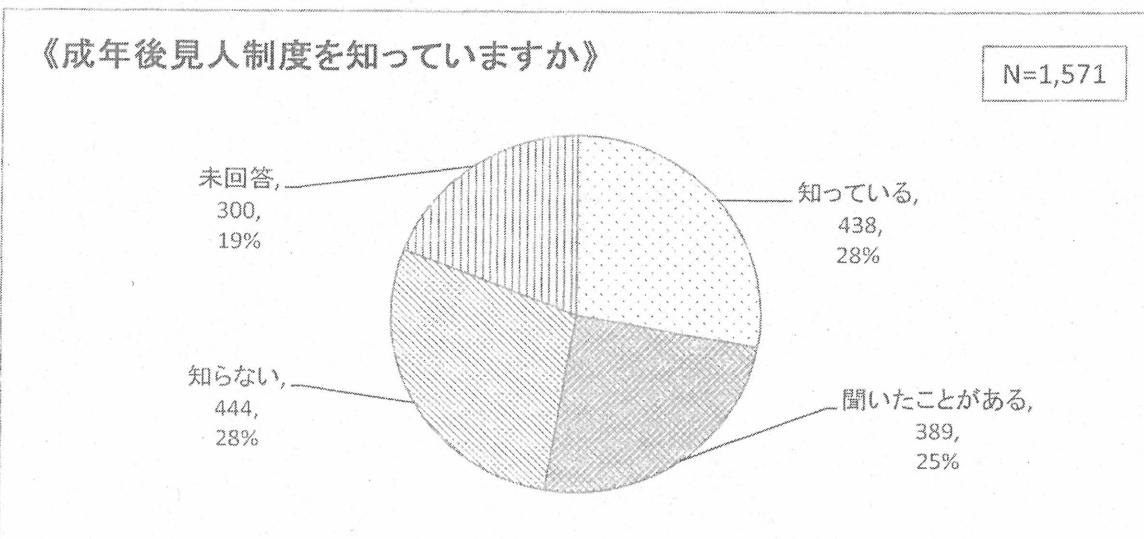
「就労に向けての援助」「必要な能力習得のための指導・訓練」「専門家への相談」が必要と多くの人が回答している。



## 6. 成年後見人制度について

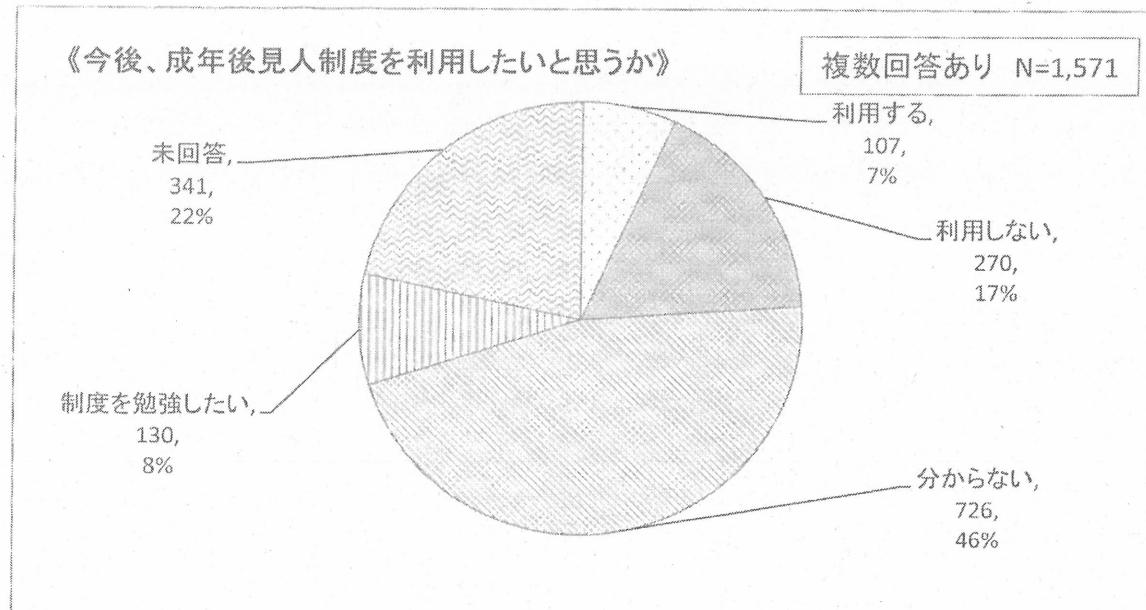
### (1) 成年後見制度について

「知っている」「聞いたことがある」と答えた方だけで約53%を占めている。



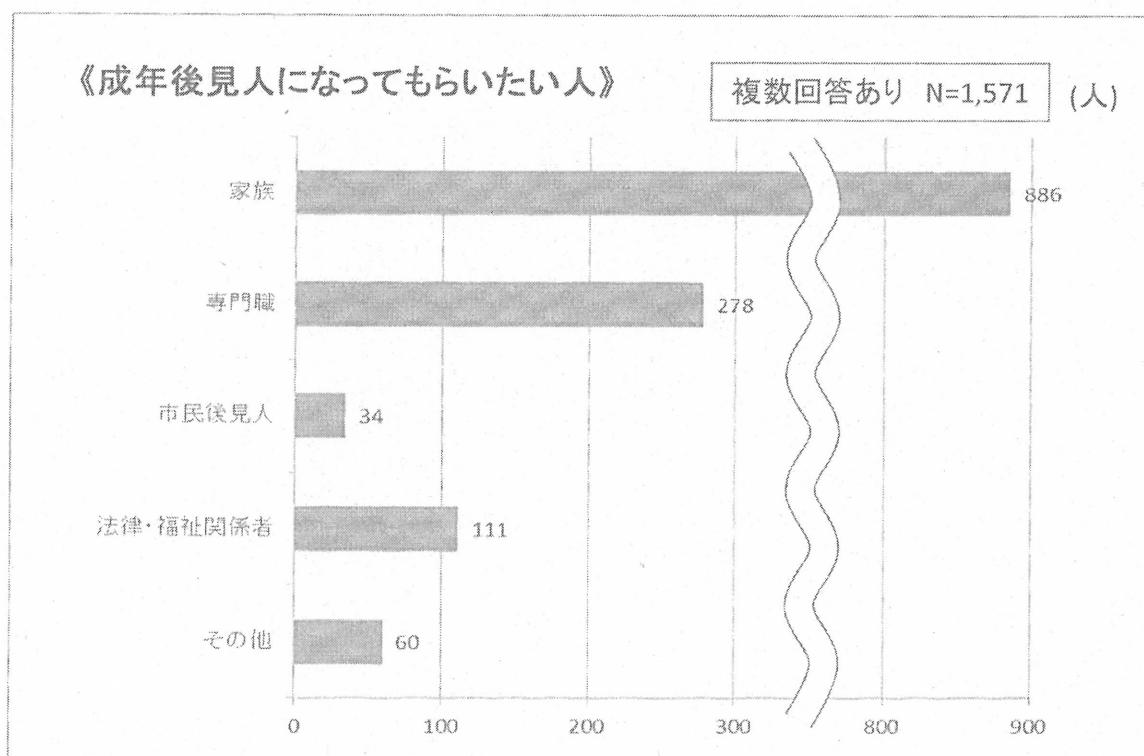
(2) 成年後見制度を利用したいか

17%の人が「利用しない」と回答している。



(3) 成年後見人になってほしい人は

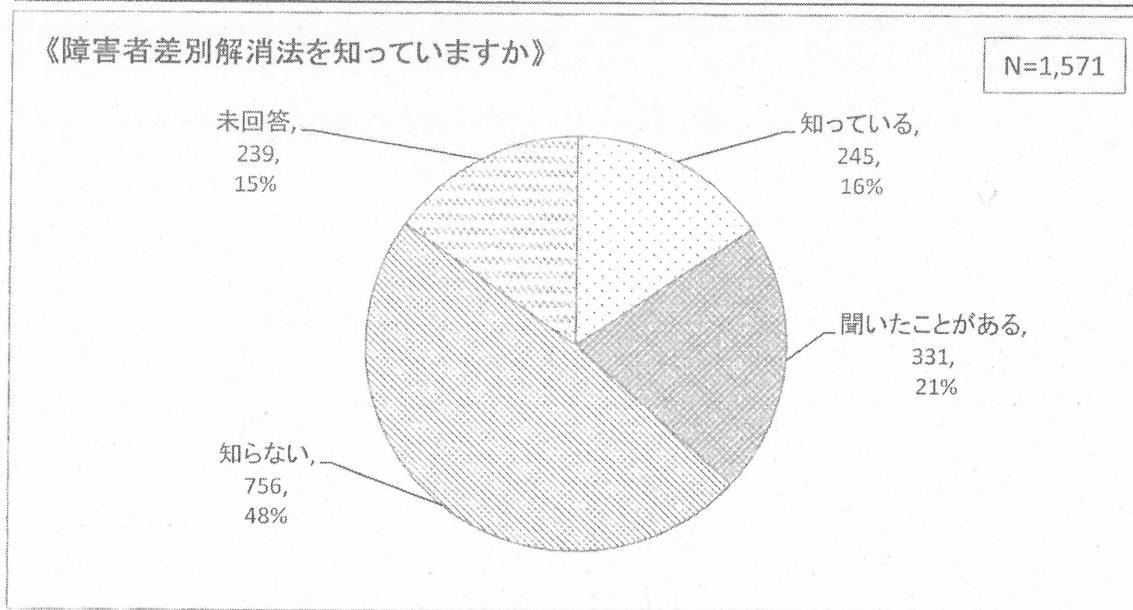
56%の人が、「家族」に後見人になってほしいと回答している。



## 7. 障がい者に対する差別や偏見について

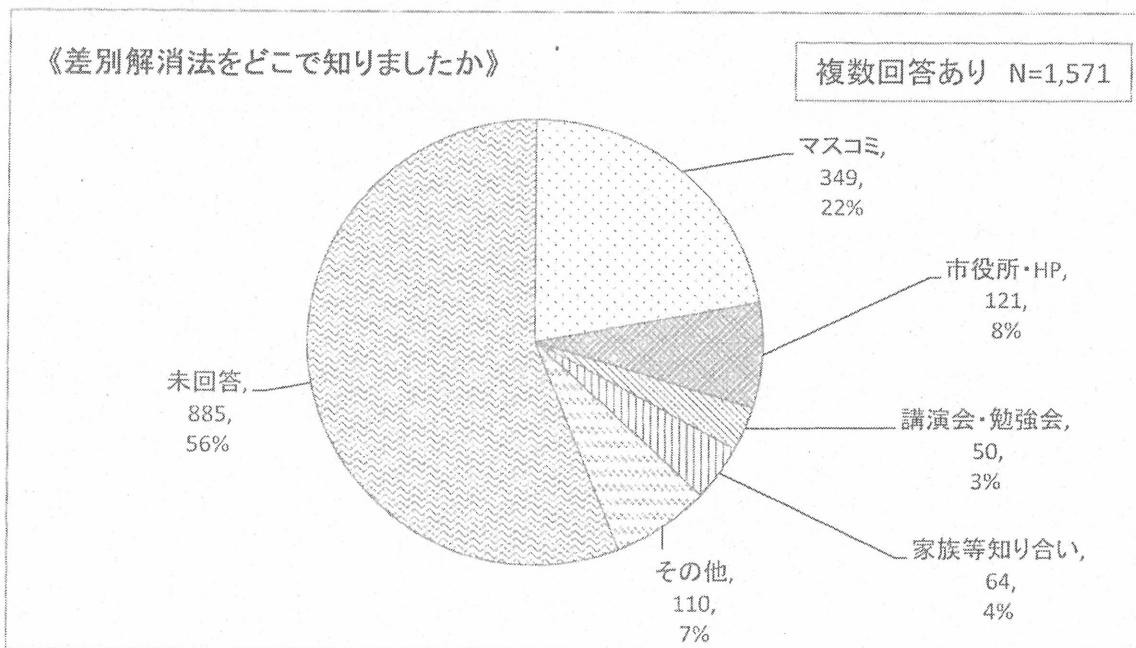
### (1) 「障害者差別解消法」を知っていますか

「知らない」と回答した人はおよそ半数を占めている。



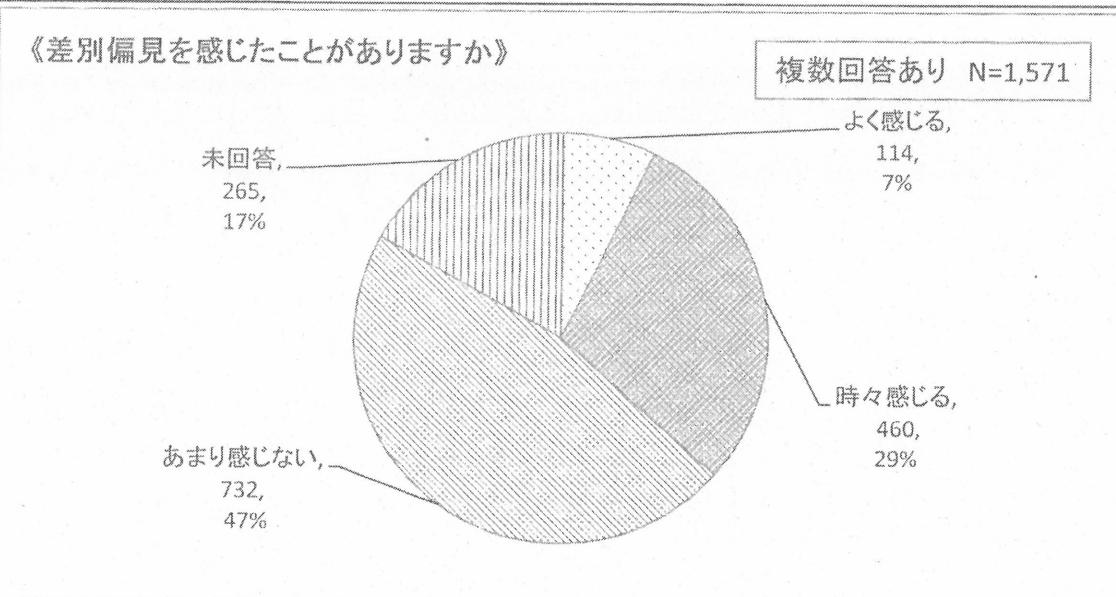
### (2) 「障害者差別解消法」をどこで知りましたか

回答のあった方の半数がマスコミで知ったと回答している。



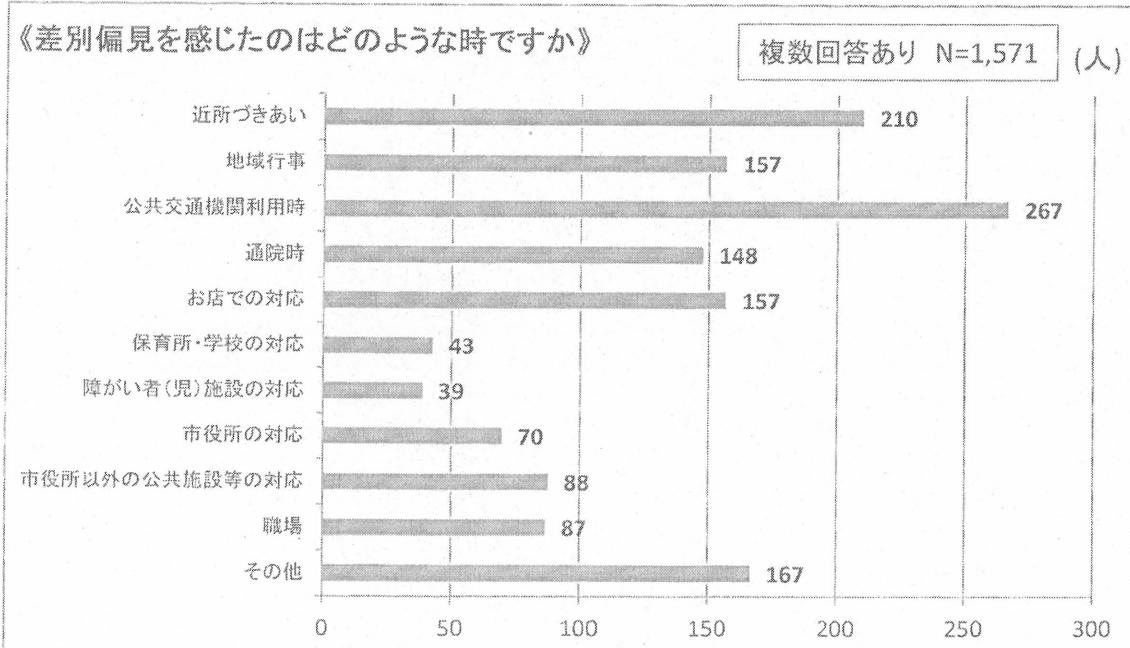
(3) 障がい者に対する差別や偏見を感じたことがあるか

差別や偏見を「感じる」と答えた人が回答者のうち36%を占めており、差別解消に向けた取り組みが今以上に必要と思われる。



(4) 障がい者に対する差別や偏見を感じたのはいつか

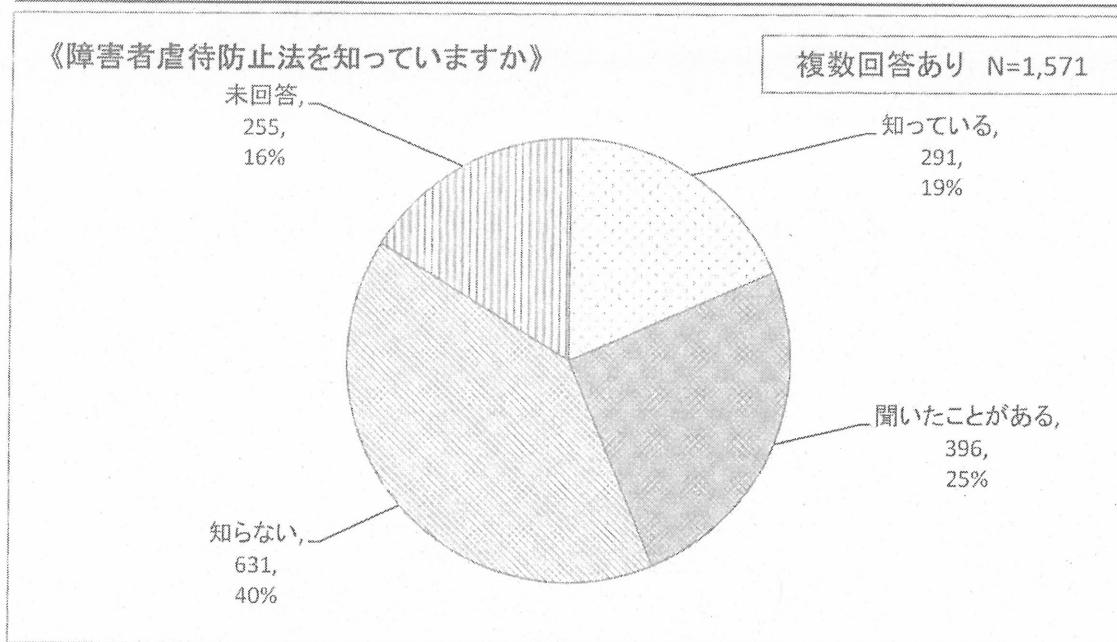
差別や偏見を感じることが多いのは「公共交通機関利用時」や「近所づきあい」の場面が多いとの回答がある。



## 8.障害者虐待防止法について

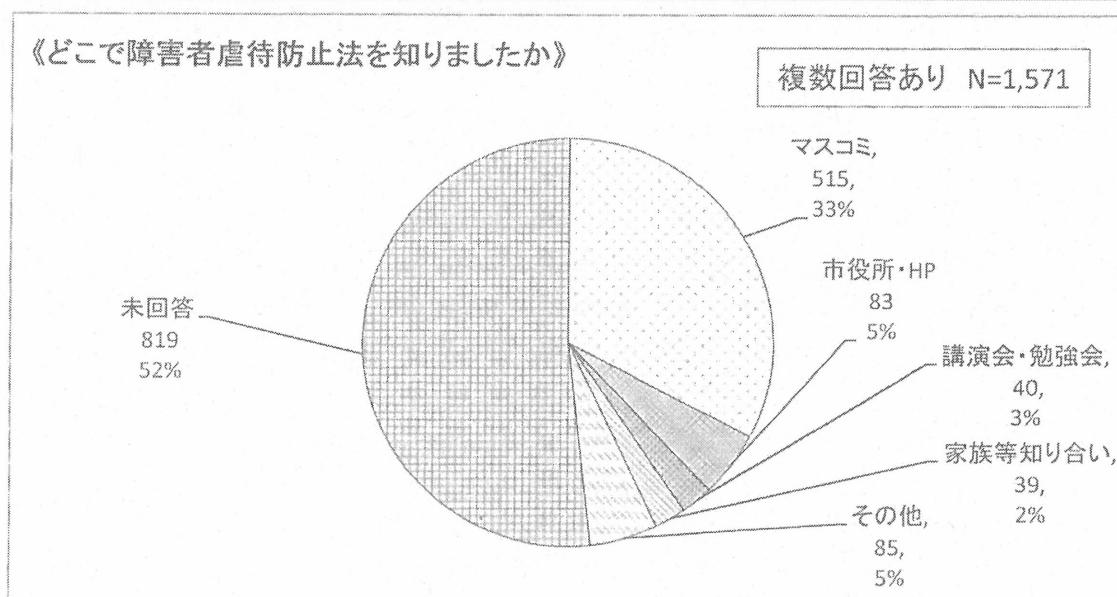
(1)「障害者虐待防止法」を知っていますか

知らないと回答した人が40%もいる。



(2)「障害者虐待防止法」をどこで知りましたか

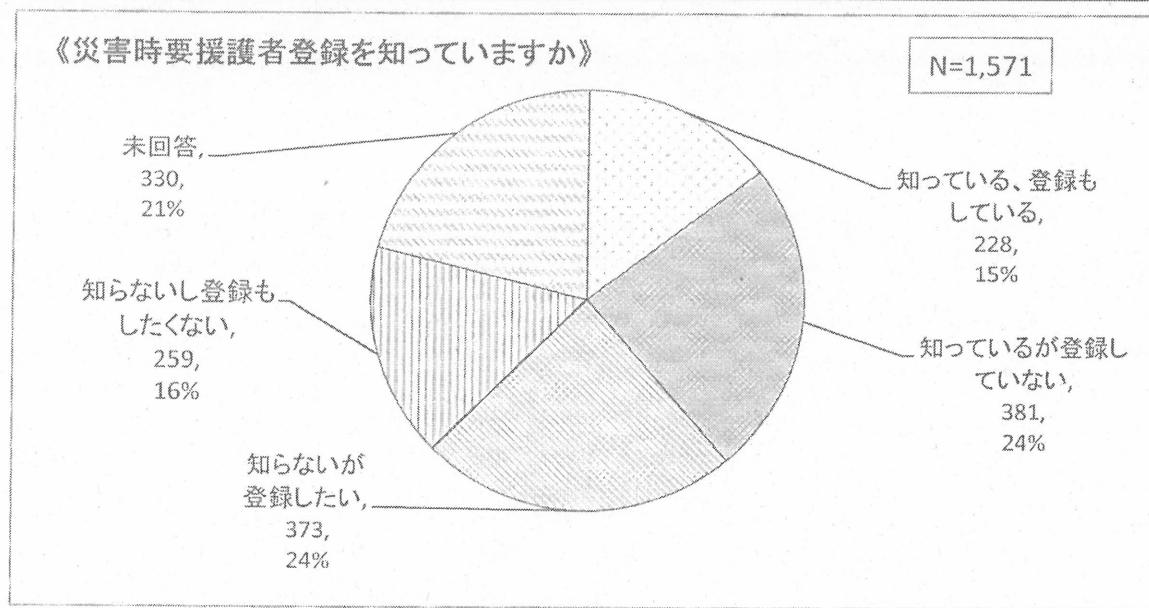
回答した人のうち68%の人がマスコミと回答している。



## 9.災害発生時の対応について

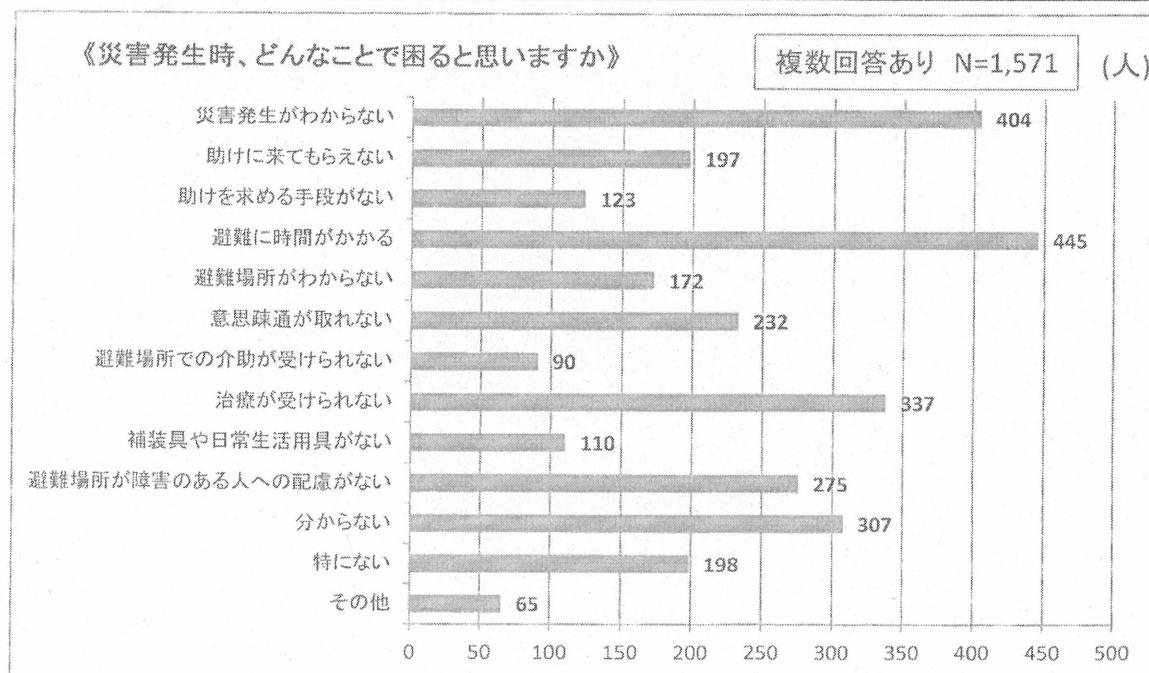
### (1)「災害時要援護者登録」

知らないが登録したいと回答した人が24%もあり、周知を図る必要があると思われる。



### (2)災害時の困る事

「避難に時間がかかる」が28%、「災害発生がわからない」が25%の人が回答している。

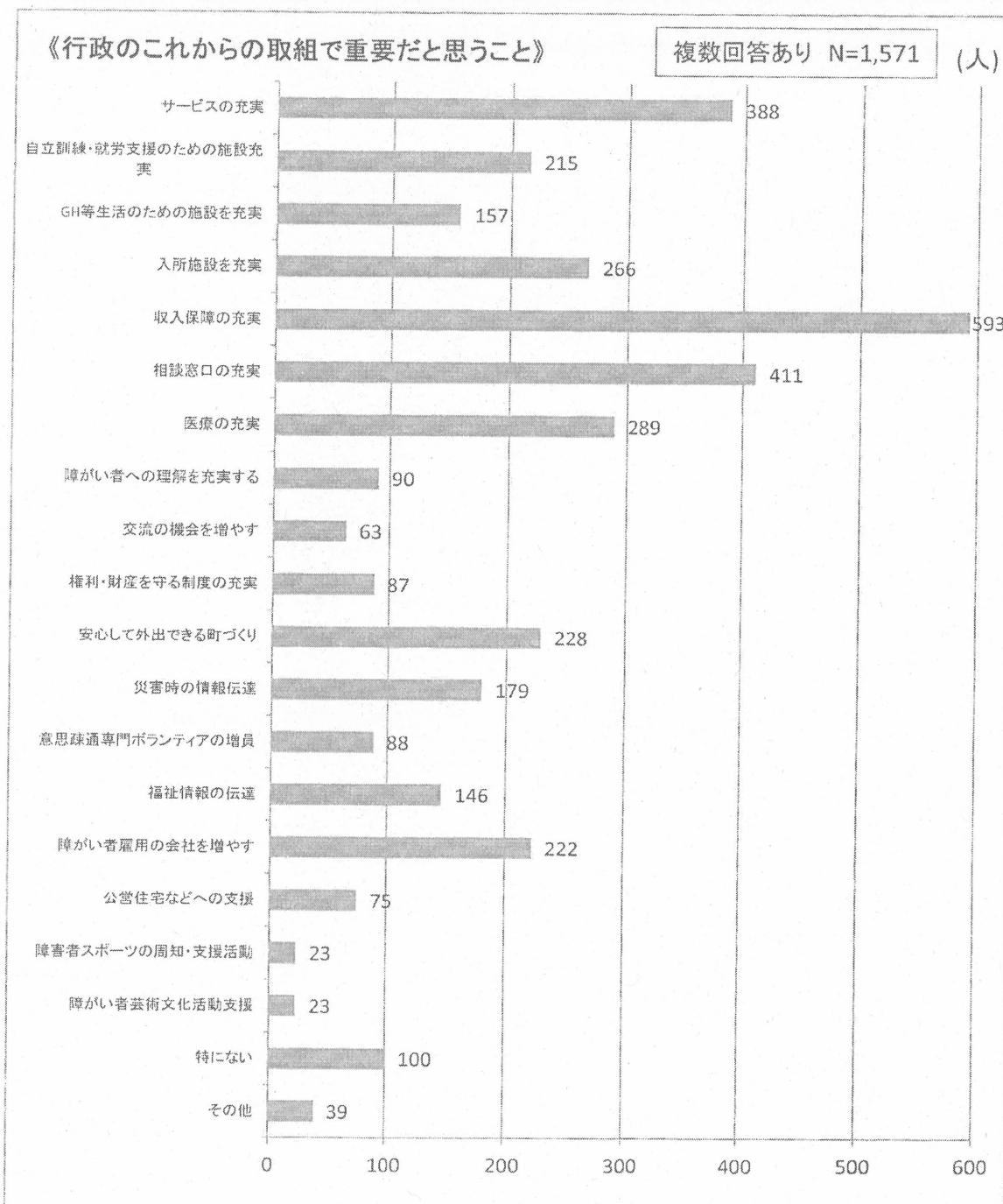


## 10.障がい者施策に対するご意見について

### 行政のこれからの取組について

多い回答としては「収入の保障」次いで「相談窓口の充実」「サービスの充実」である。

これらの課題について、行政は地域社会と連携し取り組む必要がある。



## 三木市内 障害者支援施設等

### ★ 障害者支援施設

(障害者総合支援法・児童福祉法に基づく事業を行う施設等)

名称	実施事業	運営主体	住所	電話番号	対象
三木市立障害者総合支援センター はなたきの丘	生活介護 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 就労継続支援B型 日中一時支援事業 障害児入浴サービス事業	社会福祉法人	志染町青山1丁目25番地	68-9005	身体障がい者 知的障がい者 (兒) 精神障がい者
デイサービスセンター口吉川	生活介護	三木市社会福祉協議会	口吉川町殿畠144	68-9009	身体障がい者
デイサービスセンター志染			志染町井上744-1	87-3829	
デイサービスセンターひまわり			緑が丘町西4丁目48	84-2110	
デイサービスセンター三木南			福井3-3-12	68-9013	
デイサービスセンター三木東			君が峰町3-38	86-1718	
デイサービスセンター三木北			加佐577	86-1021	
デイサービスセンター自由が丘			志染町吉田1241-13	87-0930	
デイサービスセンター細川			細川町豊地1230	68-9200	
三木精愛園	施設入所支援 生活介護 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 短期入所 日中一時支援事業	社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	緑が丘町本町2丁目3番地	85-8791	知的障がい者 (兒)
ひまわりの家 えんどう豆の家 ピーナッツの家 そら豆の家 ココナッツの家 うぐいす豆の家	共同生活援助 (グループホーム)				
三木光司園	生活介護 就労継続支援B型	社会福祉法人 まほろば	別所町小林字仕負谷 118-111	83-3181	知的障がい者
カッフィア-まほろば	就労移行支援 就労継続支援A型		別所町小林字仕負谷 118-41	82-9457	
母屋	就労継続支援A型 就労継続支援B型		神戸市西区神出町勝成 字猪谷106-38	078-965-3552	

名 称	実施事業	運営主体	住 所	電話番号	対 象
ホームにっこり	共同生活援助 (グループホーム)	社会福祉法人 まほろば	志染町中自由が丘2丁目632番地	85-7137	知的障がい者
ホームまほろば			神戸市西区神出町勝成116-19	078-965-2103	
じゃがいもの家	生活介護	NPO法人 三木市手をつなぐ育成会	口吉川町梧原150	88-0403	知的障がい者
三木共働作業所			福井2416	82-1956	
あすなろ			吉川町大沢412	72-2221	
れんげハウス	共同生活援助 (グループホーム)		緑が丘町中1丁目4-20	84-1626	
やさしいつながり	就労継続支援A型	NPO法人 ソーシャル イノベーション	志染町広野8-7-2	60-4214	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者
やすらぎ工房	就労継続支援B型	NPO法人 そよかせねっと	志染町青山1丁目26	85-9990	精神障がい者
しゅうらく苑 テナビセタ-	生活介護 自立訓練(機器訓練)	社会福祉法人 秀楽会	別所町興治1588	83-6767	身体障がい者
さざんかの郷 テナビセタ-	生活介護 自立訓練(生活訓練)	社会福祉法人 吉川福祉会	吉川町大沢418	72-1170	身体障がい者 知的障がい者
小規模多機能 ホーム「いき」	短期入所	ポリーライフ ケアサービス 有限会社	緑が丘町中1丁目6-16	87-6022	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者
こもれび	共同生活援助 (グループホーム) 短期入所 就労継続支援B型	医療法人樹光会	大村1074-190	82-1132	精神障がい者
ひかり	共同生活援助 (グループホーム)				
ざくろ	就労継続支援B型	NPO法人 ざくろ	緑が丘町中1丁目8-44	84-2770	知的障がい者
ルナ エルデ エルデⅡ	共同生活援助 (グループホーム)				
レクリエイト	就労継続支援B型	合同会社 アイグルー	緑が丘町東4丁目3-1	70-8805	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者

名 称	実施事業	運営主体	住 所	電話番号	対 象
ワークショップ絆	就労継続支援B型	NPO法人 ワークショップ絆	志染町戸田中尾 1838-290	87-8181	知的障がい者
はなまる	生活介護 日中一時支援	一般社団法人 はなまる	別所町近藤186-23	88-8700	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者
TODAY (ツウデイ)	就労継続支援B型	NPO法人 TODAY	末広1丁目2-23	70-8288	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者
Ever Green	就労継続支援B型	一般社団法人 Ever Green	細川町中587-2	60-6903	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者
あいおいIGH	共同生活援助 (グループホーム)	有限会社 おかあさん	志染町中自由が丘 3-108	88-6103	知的障がい者
あらえっと	放課後等デイサービス	株式会社 Affetto	緑が丘町本町1丁目 137三木グリーンハイツ102・103	73-8671	発達に支援が必要な就学児童
おーじやん	児童発達支援 放課後等デイサービス	アーク・ハウス 株式会社	緑が丘町東4丁目1-7	88-6085	発達に支援が必要な児童
おーじやん 三木加佐	児童発達支援 放課後等デイサービス	アーク・ハウス 株式会社	加佐273-2	68-9038	発達に支援が必要な児童
こどもプラス三木	放課後等デイサービス	アイヌジー 株式会社	別所町小林734-343	88-6112	発達に支援が必要な就学児童
レディーバード	放課後等デイサービス	株式会社 レディーバード	志染町広野3-120	60-3406	発達に支援が必要な児童
こども発達支援セ ンター にじいろ	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	社会福祉法人 ゆたか会	加佐62-1	82-4165	発達に支援が必要な児童

### ★ 地域活動支援センター

(障害者に創造的な活動又は生産的な活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設)

名 称	実施事業	運営主体	住 所	電話番号	対 象
みよんち	地域活動支援センター	NPO法人 あすてる	緑が丘町西4丁目 8-9	60-4504	知的障がい者 精神障がい者



第5期三木市障害福祉計画  
第1期三木市障害児福祉計画

発行年月日：平成30年3月

発 行：三木市健康福祉部障害福祉課

住 所：〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号

電 話：0794-82-2000

F A X：0794-82-9943

E メール：[shogaifukushi@city.miki.lg.jp](mailto:shogaifukushi@city.miki.lg.jp)